

第4次守山市男女共同参画計画

改定版

原案

守 山 市

はじめに

市長あいさつ未入稿

令和8年3月

守山市長 森中 高史

目 次

第1章 計画改定にあたって

1 計画改定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画改定の背景	3

第2章 守山市の現状と課題

1 統計データからみる市の現状と課題.....	8
2 市民意識調査結果からみる現状と課題	16

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	27
2 基本目標	27
3 改定のポイント.....	27
4 施策の体系	28

第4章 施策の展開

基本目標 1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	30
基本目標 2 男女共同参画社会への意識改革	37
基本目標 3 男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備	40

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	55
計画推進の目標値一覧	56

参考資料

- ・ 男女共同参画社会基本法
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・ **困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**
- ・ 守山市男女共同参画推進条例
- ・ 守山市男女共同参画審議会設置規則
- ・ 守山市男女共同参画審議会委員名簿
- ・ 守山市男女共同参画推進本部設置規定
- ・ 男女共同参画の推進に関する年表
- ・ 用語解説

第1章 計画改定にあたって

1 計画改定の趣旨

守山市では、男女がお互いの人権を尊重し合い、いきいき輝いて、ともに考え、ともに担う守山の地域づくりを進める「男女共同参画社会」の実現に向け、平成23年（2011年）3月「第3次守山市男女共同参画計画」を策定しました。

また、平成27年（2015年）3月には、男女共同参画の推進について、市民等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画施策を一層推進するため「守山市男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成28年（2016年）には、平成27年（2015年）に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく施策を推進するため、同計画の中間改定を行い、様々な取組を進めてきました。

しかし、令和6年度（2024年度）の市民意識調査（以下、「市民意識調査」という）では、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方に「同感する」割合（「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計）が18.7%（令和元年度（2019年度）33.2%）で前回調査より約15ポイントの改善が見られ、意識の醸成が大幅に高まっているものの、依然として今なお、固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

令和6年（2024年）には、市民意識調査を実施し、社会環境の変化や多様化する市民ニーズによる現状を踏まえ、課題の分析を行うとともに、守山市男女共同参画審議会の意見をもとに、「第4次守山市男女共同参画計画」の改定を行いました。

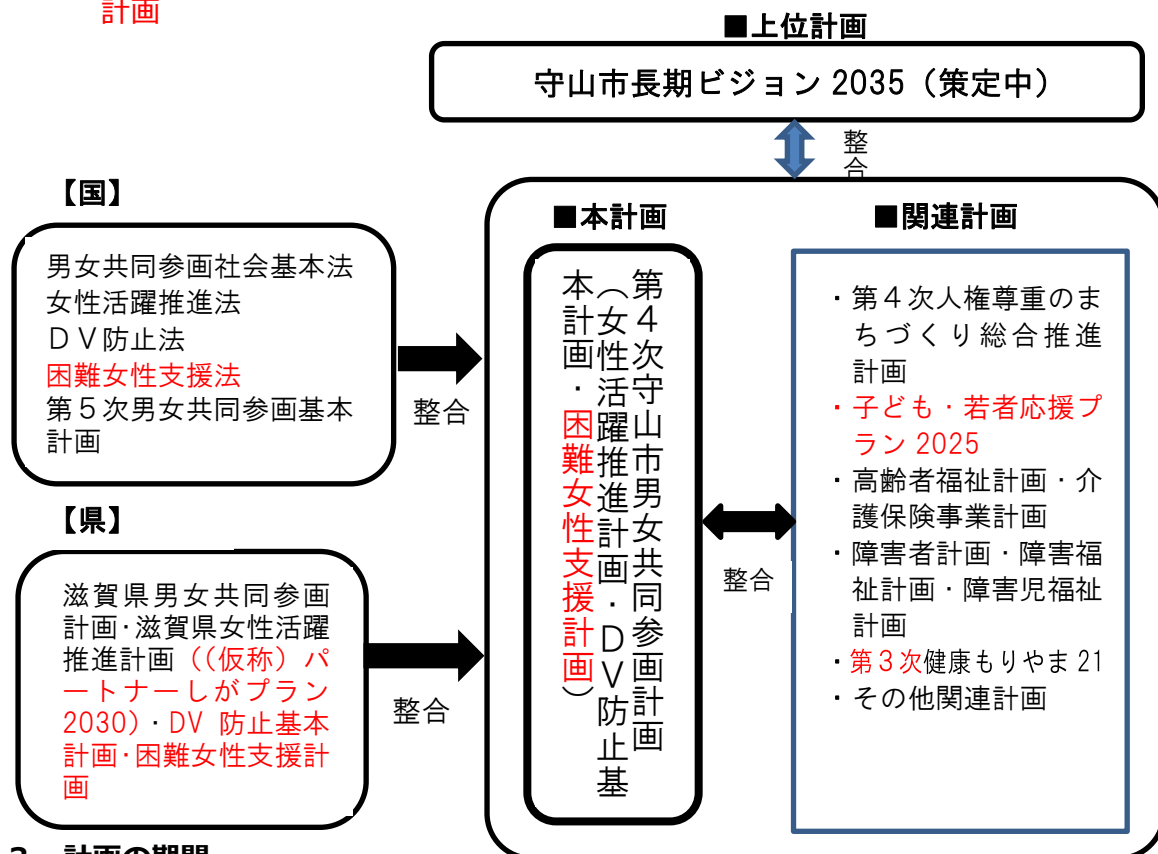
また、本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定される「市町村推進計画」としても位置付けるものであり、第4章の「基本目標1 あらゆる分野への男女共同参画の促進」の「基本課題(3)働く場での女性の活躍推進」において、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を整理しています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に規定されている「市町村基本計画」として、第4章の「基本目標3 男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備」の「基本課題(1)男女間のあらゆる暴力の根絶」を位置付けているものです。

さらに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に規定されている「市町村基本計画」として、第4章の「基本目標3 男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備」の「基本課題(2)困難な問題を抱える女性への支援～困難女性支援計画～」を位置付けるものです。

2 計画の性格と位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項および「守山市男女共同参画推進条例」第 11 条第 1 項に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（市町村男女共同参画計画）
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、市において女性の職業生活における活躍を推進するための計画（女性活躍推進計画）
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」に基づき、市において男女間のあらゆる暴力防止を推進するための計画（DV 防止計画）
- (4) 「**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）**」に基づき、**市において困難な問題を抱える女性への支援を推進するための計画（困難女性支援計画）**
- (5) 「**守山市長期ビジョン 2035（策定中）**」、その他関連各種計画との整合性を図った計画



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。**ただし、国内外の動向や社会環境の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。**



4 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

国際的な男女共同参画の取組は、国際連合において、昭和 54 年（1979 年）に採択された「女子差別撤廃条約」と平成 7 年（1995 年）に開催された第 4 回世界女性会議（北京会議）において採択された「北京宣言及び行動綱領」が、現在に至るまで世界における国際規範・基準となっています。また、平成 27 年（2015 年）に国際社会共通の目標として採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」における 17 の目標のひとつとして、「ジェンダー平等の実現」が設定されています。このように、国連の主導により、女性の地位向上のための国際的な取組が行われています。平成 28 年（2016 年）6 月には、SOGI に関する差別や嫌がらせへの取組として、国連の補助機関のひとつである国連人権理事会は「性的指向と性自認を理由とする暴力と差別からの保護」に関する決議を賛成多数で可決しました。

一方、世界経済フォーラム（W E F）が令和 6 年（2024 年）12 月に発表した「ジェンダー・ギャップ指数※」では、日本は 146 か国中 118 位で、依然として G 7 では最下位となり、男女の格差が大きい状況となっています。日本は、教育・健康分野の値は高いものの、経済・政治分野の値が低く、特に政治分野ではすべての項目で世界平均を下回っています。

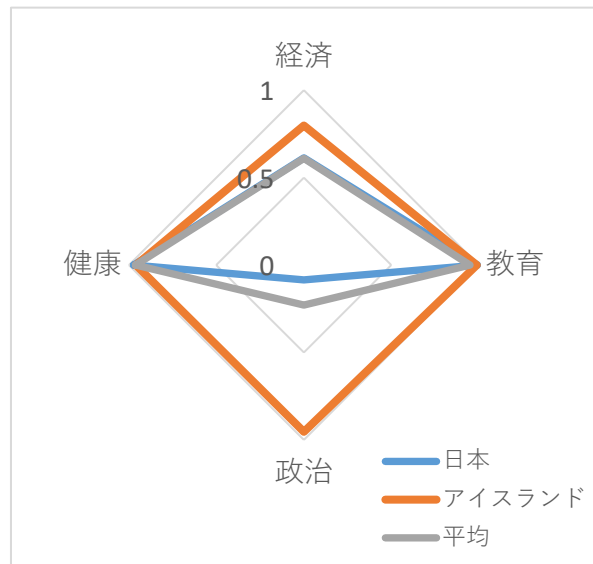
ジェンダー・ギャップ指数 2025 主な国の順位

順位	国名	スコア
1	アイスランド	0.926
4	英国	0.838
9	ドイツ	0.803
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	米国	0.756
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
118	日本	0.666

各分野の日本のスコアと順位

分野	スコア(順位)
経済	0.613 (112 位)
政治	0.085 (125 位)
教育	0.994 (66 位)
健康	0.973 (50 位)

各分野の比較



※ジェンダー・ギャップ指数：スイスのジュネーブに本部を置く世界経済フォーラム（W E F）が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。0 が完全不平等、1 が完全平等を示している。

(2) 国の動き

国においては、昭和 50 年（1975 年）に「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を受けて、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和 52 年（1977 年）に「国内行動計画」を策定するなど、国連を中心とした世界規模の動きと軸を一にした取組が進められました。

法制度においては、平成 11 年（1999 年）6 月には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、「男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題である」ことが前文に明記されるとともに、基本理念を定め、その促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 12 年（2000 年）には、「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正が行われ、平成 27 年（2015 年）9 月には、女性管理職の割合に数値目標を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。また、同年 12 月には「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、男性中心型労働慣行を変革し、あらゆる分野における女性の活躍の推進を改めて強調しています。

また、平成 30 年（2018）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことが明記されました。

平成 31 年（2019 年）4 月から、働き方改革関連法が順次施行され、残業時間の上限規制や年次有給休暇の確実な取得、「同一労働同一賃金」の導入により、日本の労働慣行は転換期を迎えました。

また、令和 2 年（2020 年）12 月には「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、新しい目標として、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいない社会を目指すことなどが示されました。

加えて、令和 2 年（2020 年）には「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定され、平常時から男女共同参画の視点をもつ重要性について示しています。

女性に対する暴力の根絶に向けては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」の改正が重ねられるとともに、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」も改正されています。令和 5 年（2023）年の DV 防止法の改正では、保護命令制度の拡充や違反の厳罰化などが定められ、さらに同年の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」により被害者保護や防止対策の強化が図られています。

また、令和 4 年（2024 年）5 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が制定されました。これまで DV やストーカーその他性暴力の被

害者、家庭関係破綻、生活困窮等の問題を抱えた女性を、婦人保護事業の対象としてきましたが、この法律では「保護の対象」ではなく「支援の対象」と位置づけ、その福祉の増進を図るため、国はじめ地方公共団体が新たな女性支援を講じる必要が明記されました。

さらに、令和 5 年（2023 年）6 月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」が成立し、令和 6 年（2024 年）4 月に施行され、国、地方公共団体、事業主および学校は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及のために必要な教育や研修の実施、相談体制の整備等を講ずる必要が明記されました。

●女性活躍推進法 [平成 27 年（2015 年）8月成立]

令和元年（2019 年）、令和 7 年（2025 年）一部改正

3つの基本原則

- 1 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供およびその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- 3 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

(3) 滋賀県の動き

滋賀県においては、昭和 53 年（1978 年）4 月に女性行政窓口として、商工労働部労政課に「婦人対策係」が設置され、女性に対するあらゆる諸問題（以下、「女性問題」という）の解決と女性の地位向上のための取組が始まりました。

そして、平成 10 年（1998 年）には、「滋賀県男女共同参画推進計画～パートナーしが 2010 プラン～」が策定されました。その後、「男女共同参画社会基本法」の制定を機に条例制定の機運が高まり、男女の人権が互いに尊重され、個性と能力を発揮することができる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現に向けて、平成 13 年（2001 年）12 月に、「滋賀県男女共同参画推進条例」が制定、翌年施行されました。

平成 28 年（2016 年）には、大きく変化する社会情勢や新たな課題などに的確に対応するため、「女性活躍推進による地域の活性化」と「男性にとっての男女共同参画」を重点すべき視点とした「滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～パートナーしが 2020 プラン～」が策定されました。

また、令和 3 年（2020 年）には、大きく変化する社会情勢や新たな課題などに的確に対応するため、一人ひとりが幸せ感じる滋賀～男女共同さんかくで変わる誰一人取り残さない、持続可能な未来を目指す「滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～パートナーしが 2025 プラン～」が策定されました。

令和 5 年（2023 年）6 月に LGBT 理解増進法が施行されたことに伴い、令和 6 年（2024 年）9 月から「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

さらに、令和 8 年（2026 年）には、大きく変化する社会情勢や新たな課題などに的確に対応するため、男女共同参画で誰一人取り残さない、ジェンダー平等社会を目指す「滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～（仮称）パートナーしが 2030 プラン～」を策定される予定です。

(4) 守山市の動き

本市では、平成 3 年（1991 年）に行政組織として企画部企画調整課に「婦人行政担当」を設置、女性行政施策の推進を図るため「守山市婦人行政推進本部」を設置し、女性問題への全庁的な取組を開始しました。同年 11 月、男女共同参画の推進について意見を求める機関として、「守山市婦人問題懇話会」を設置しました。

平成 6 年（1994 年）3 月、「調和と均衡のとれた男女共同参画型社会の実現をめざす守山市計画」（平成 12 年度（2000 年度）までの 7 か年）を策定し、同年 4 月に、「守山市婦人問題懇話会」に替わる組織として、「守山市男女共同参画社会づくり推進協議会」を設置しました。それ以降、女性問題の現状やニーズを把握しながら、計画目標の達成に向けた女性政策の総合的な推進を図ってきました。

平成 13 年（2001 年）3 月、市民意識調査の結果や国・県等の動向を踏まえて「第 2 次守山市男女共同参画計画（ともに輝く守山プラン 2010）」（平成 20 年（2008 年）3 月改定）を策定しました。

平成 23 年（2011 年）3 月には、「第 3 次守山市男女共同参画計画（ともに輝く守山プラン 2020）」（平成 28 年（2016 年）3 月改定）を策定し、計画の目標に向けて総合的に推進を図ってきました。

さらに、平成 27 年（2015 年）3 月には、「守山市男女共同参画推進条例」を制定し、市民や事業者、各種団体、教育関係者等と協力する中、男女共同参画施策の一層の推進を図ってきました。

平成 29 年（2017 年）2 月には、すべての職員が働きやすく働きがいのある職場環境の実現をめざして、市長をはじめ守山市役所の管理職全員が「育（イク）ボス宣言」を行いました。

令和 3 年（2021 年）3 月には、市民意識調査の結果や国・県等の動向を踏まえ、また、守山市男女共同参画審議会の意見をもとに、「第 4 次守山市男女共同参画計画」を策定しました。

令和 7 年（2025 年）1 月に滋賀県のパートナーシップ宣誓制度と連携するため、本市行政サービスの運用を開始しました。

令和 7 年（2025 年）12 月には、市民意識調査の結果や国・県等の動向を踏まえ、また、守山市男女共同参画審議会の意見をもとに、「第 4 次守山市男女共同参画計画（改定版）」を策定しました。

(5) 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

平成 27 年（2015 年）9 月、持続可能な社会・経済・環境を目指す世界共通の目標「持続可能な開発目標（SDGs）」が、国連サミットで加盟国 193 か国の全会一致で採択され、2030 年の達成期限までにすべての国が 17 のゴールと 169 のターゲットに取り組むことが約束されました。ゴール 5 の「ジェンダー＊平等の実現」は SDGs のすべてのゴールの実現に関わるものであり、本市においても男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映させながら取組を進めていきます。

第2章 守山市の現状と課題

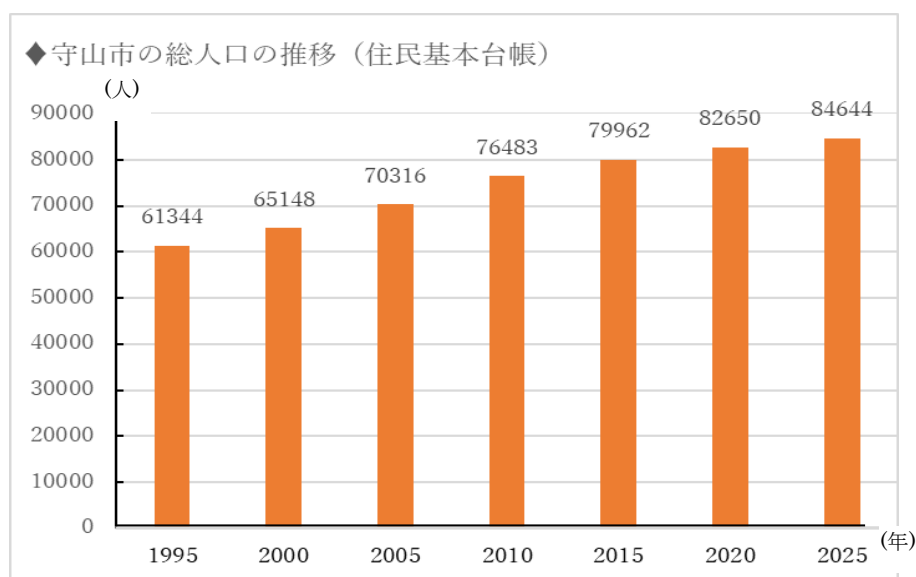
1 統計データからみる市の現状

(1) 人口などの状況

①人口の推移

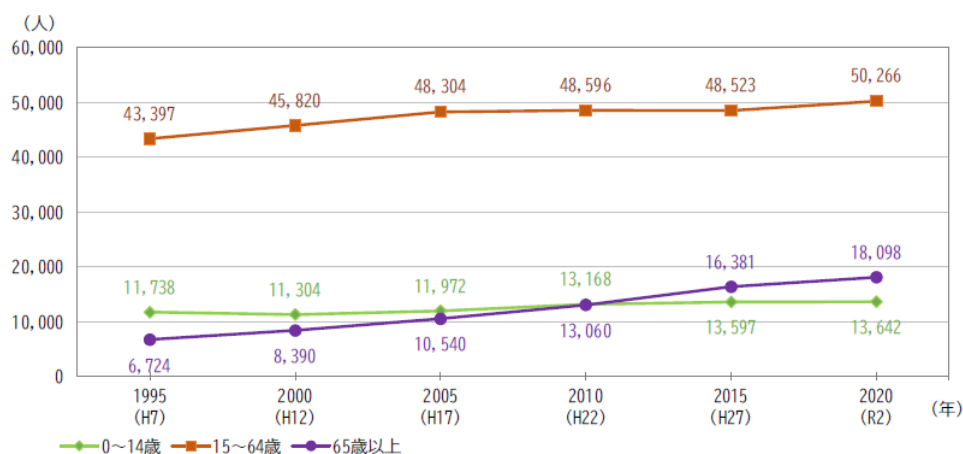
本市の総人口は、増加傾向にあり、令和7年（2025年）1月1日の住民基本台帳では82,650人と過去最高の人口となっています。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）は横ばい、15～64歳の生産年齢人口は微増であり、65歳以上の老年人口は年々増加傾向にあります。

◆守山市の総人口の推移（住民基本台帳）



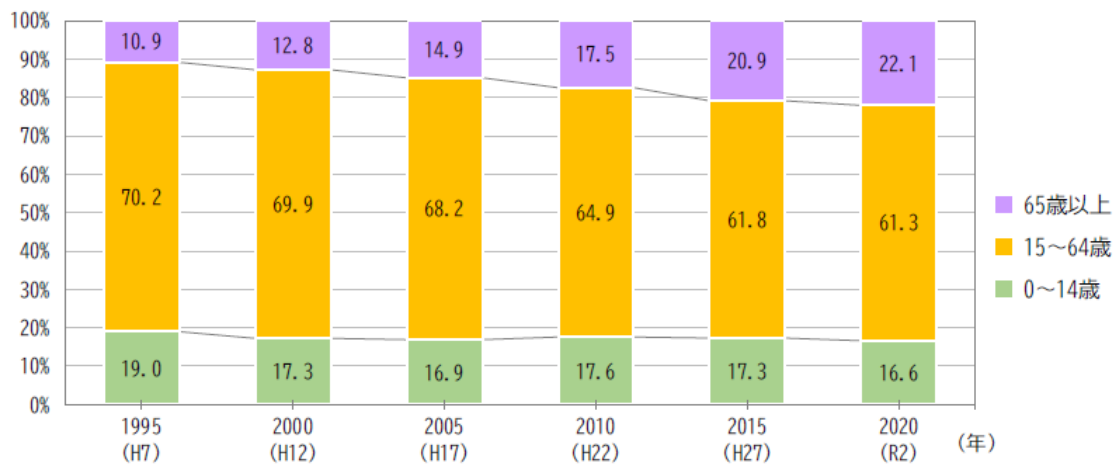
※外国人は含まない。（資料）住民基本台帳（1月1日人口）

◆守山市の総人口に対する年齢3区分別人口の推移



（資料）総務省 国勢調査

◆守山市の総人口に対する年齢3区分別人口の推移



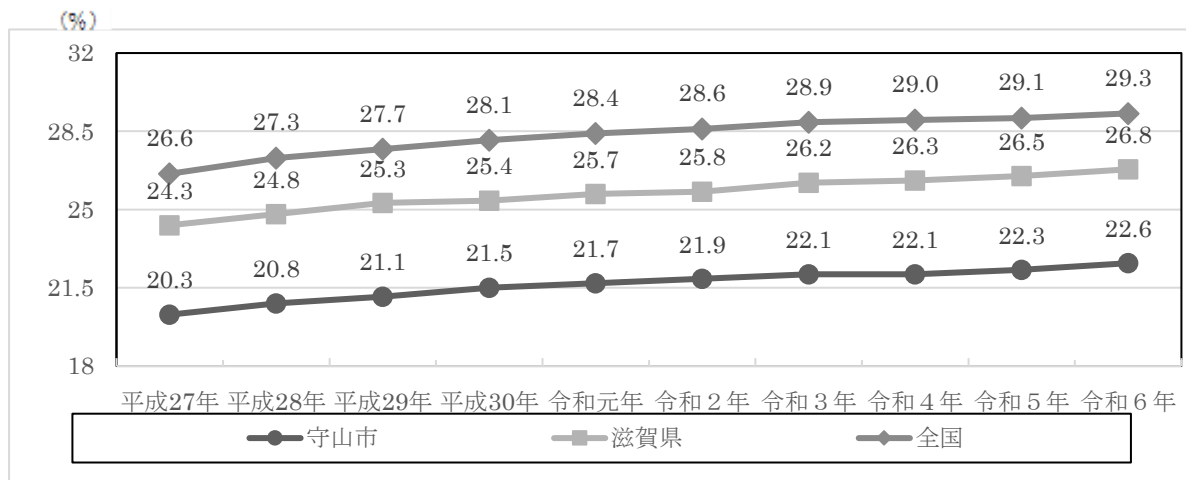
※年齢不詳を除いて計算した割合

(資料)総務省 国勢調査

②高齢化率の推移

本市の高齢化は、全国や滋賀県を下回ってはいるものの年々進行しています。

◆高齢化率の推移

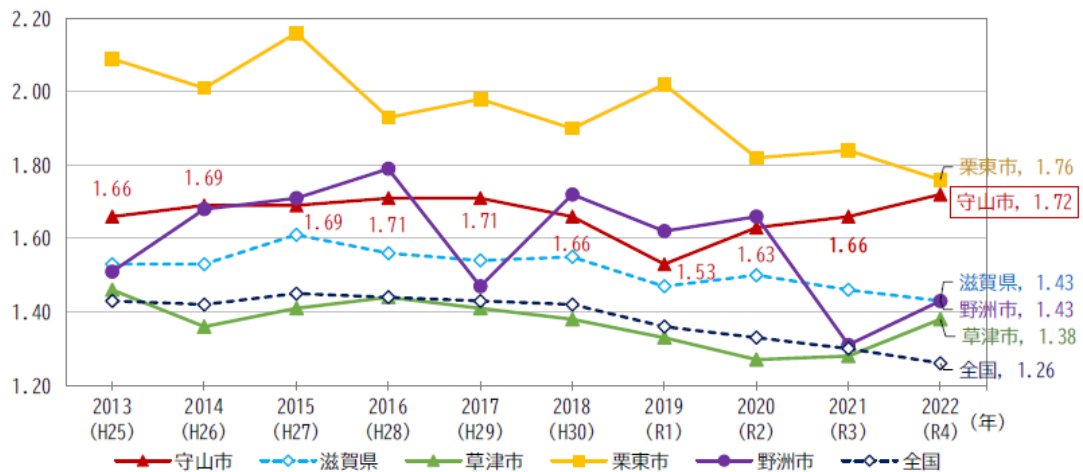


滋賀県は滋賀県ホームページ「県および市町村の毎月1日現在の人口」
全国は総務省統計局「人口推計」(各年10月1日現在)

③合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、近年若干回復傾向で、令和4年（2022年）で1.72となっており全国の1.26を上回っていますが、今後、少子化の進行が懸念されます。

◆合計特殊出生率の推移



(資料) 各年事業年報(南部健康福祉事務所)

全国と滋賀県の値は各年人口動態統計(厚生労働省)

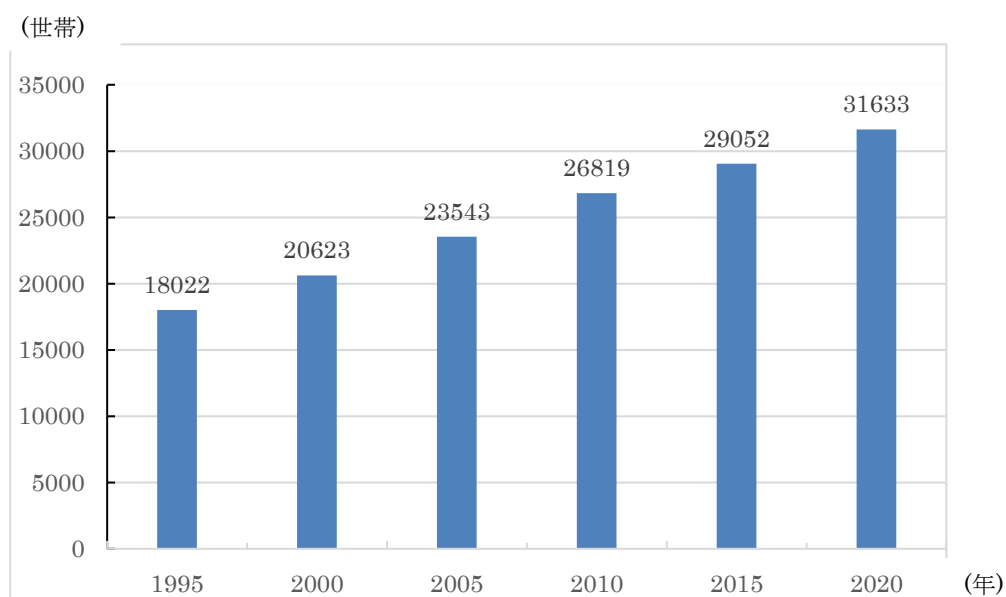
(2) 世帯などの状況

① 世帯数・1世帯あたり人員の推移

本市の世帯数は人口の増加に伴い増加傾向にあります。

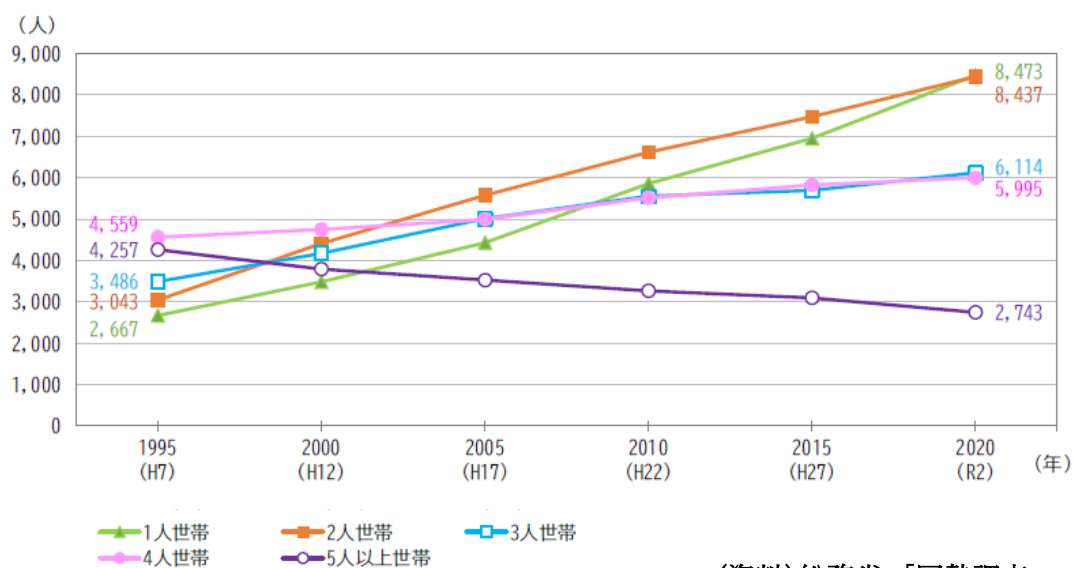
一方、1世帯あたり人員は、平成12年(2000年)頃から1人世帯や2人世帯が増加しており、世帯が小規模化しています。また、一人暮らし高齢者や高齢者の世帯が増加しています。

◆ 守山市の総世帯数の推移



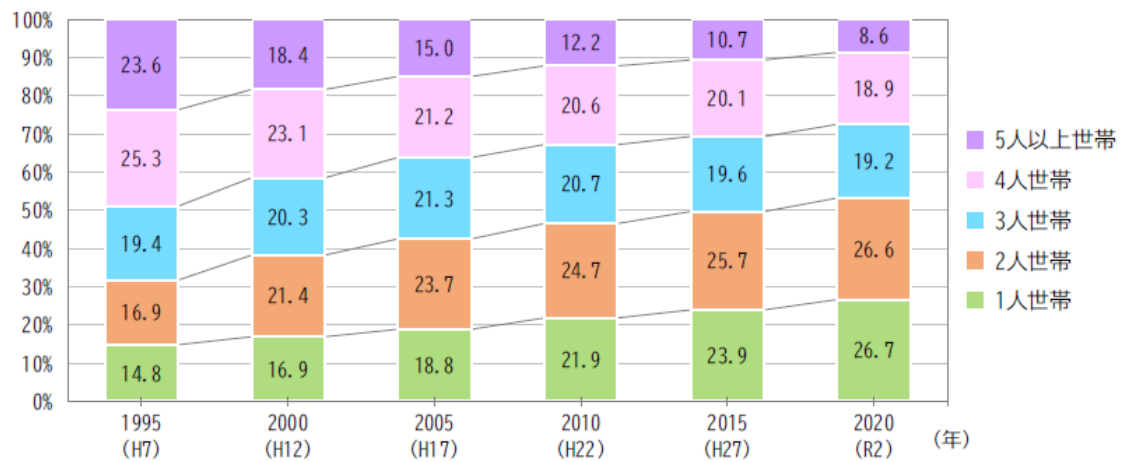
(資料)総務省「国勢調査」

◆ 世帯人員別世帯数の推移



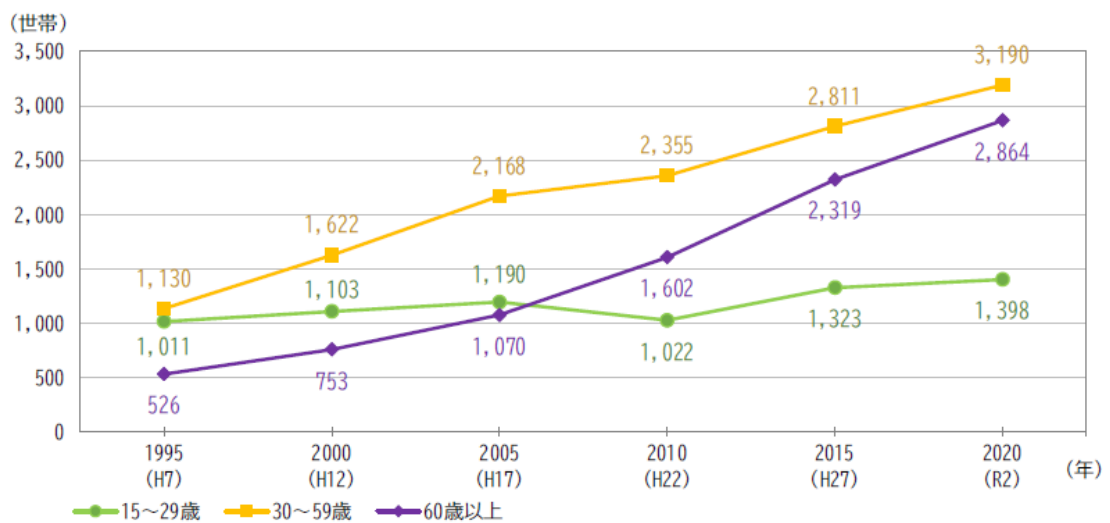
(資料)総務省「国勢調査」

◆世帯数に占める世帯人員別世帯割合の推移



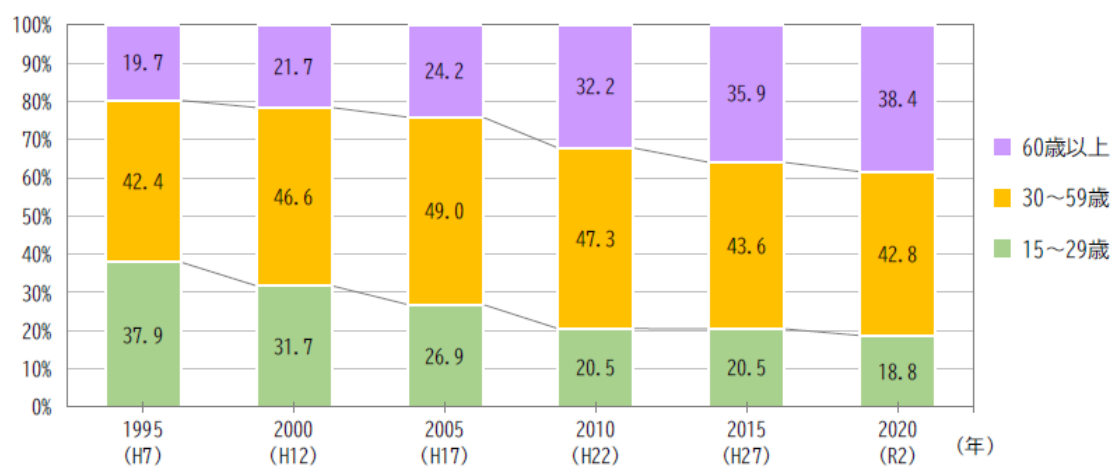
(資料)総務省「国勢調査」

◆年齢別 1 人世帯数の推移



(資料)総務省「国勢調査」

◆ 1人世帯の年齢構成割合の推移



※年齢不詳を除いて計算した割合

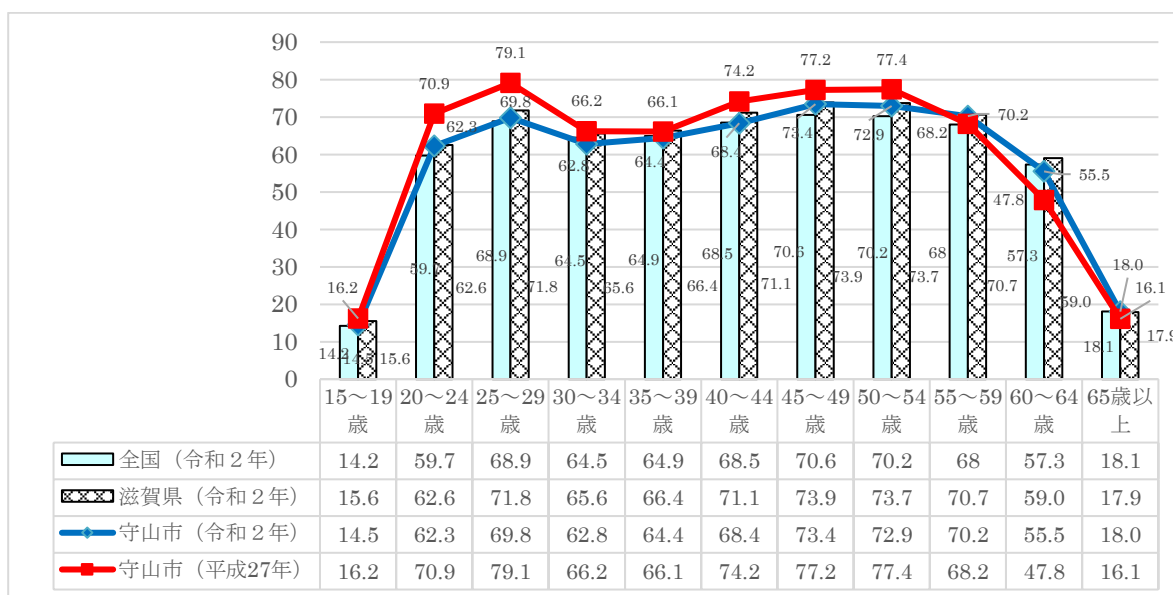
(資料)総務省「国勢調査」

(3) 労働に関する状況

① 就業率の推移

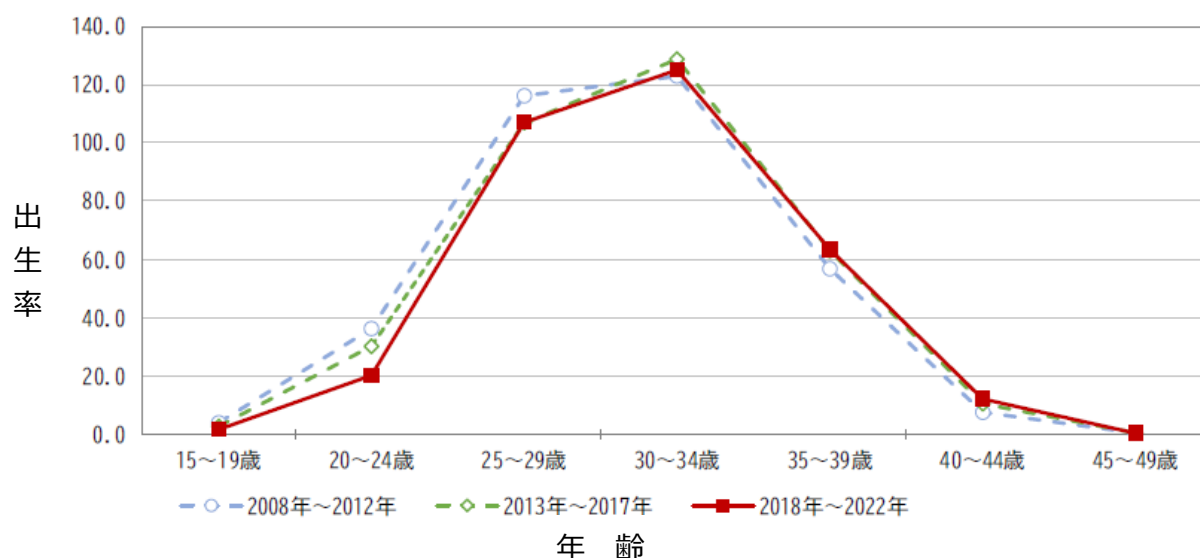
女性の年齢別（5歳階級別）就業率は、ほぼ各年齢層で上昇しています。M字カーブの底となる年齢階級は、依然として30歳から39歳で変わりませんが、カーブは浅くなってきています。なお、女性の年齢別出生率をみると、30歳から34歳までが最も高く、出産や子育ての時期と、M字カーブの底となる年齢階級は重なっています。

◆ 女性の就業率



(資料)総務省「国勢調査」

◆ 女性の年齢別出生率の推移

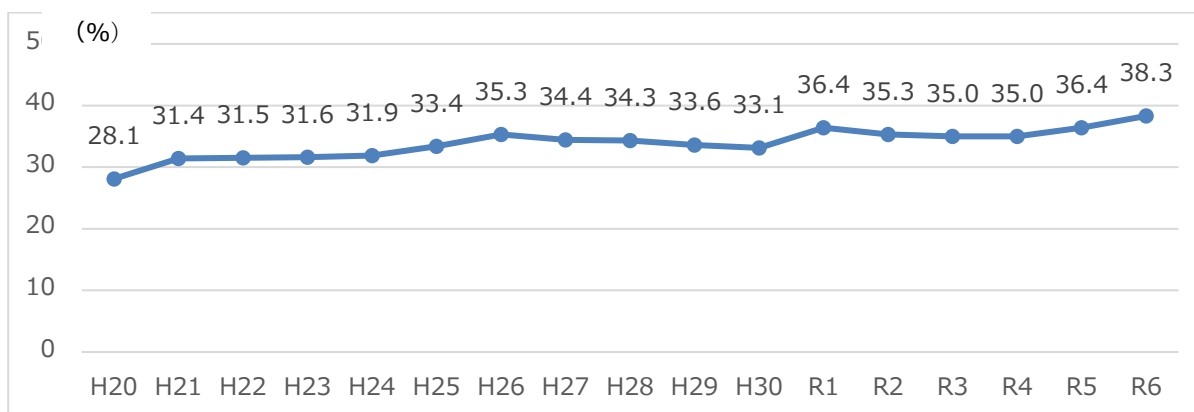


(資料)厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

(4) 政策・方針決定過程における男女共同参画の状況

市の審議会等における女性の登用状況は、令和元年度（2019 年度）以降減少傾向にありましたが、令和 5 年度（2023 年度）は 36.4%、令和 6 年度（2024 年度）は、38.3%となり、近年増加傾向にあります。

◆審議会等における女性の登用率の推移



(資料)市人権政策課

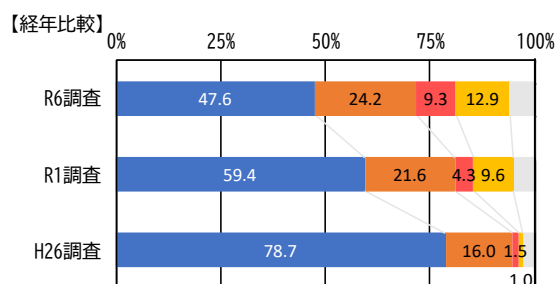
2 市民意識調査結果からみる現状（令和6年度(2024年度)市民意識調査より抜粋）

男女共同参画について、令和6年（2024年）7月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果から、本市の現状をまとめました。

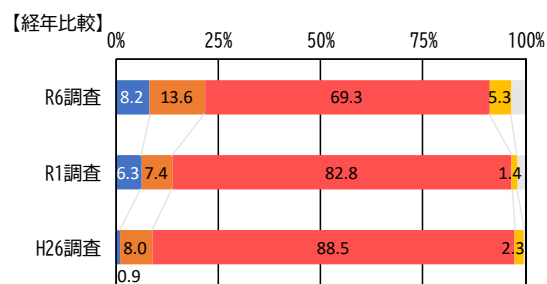
（1）家庭での役割分担の状況

家庭での役割分担の多くは、女性が中心です。「男女同じ程度」が多いのは、地域活動への参加です。

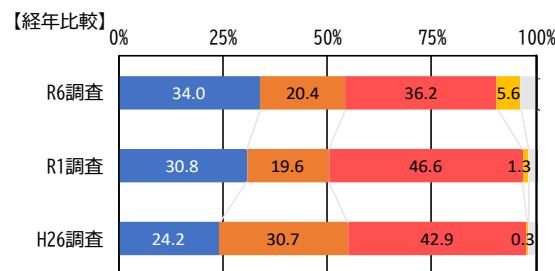
●生活費を稼ぐ



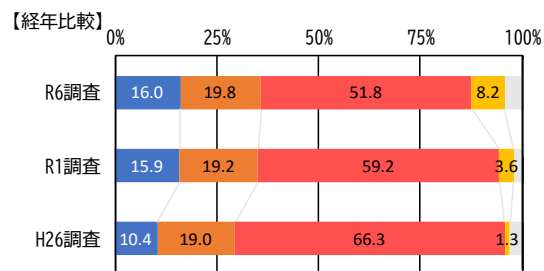
●食事のしたく (n=450)



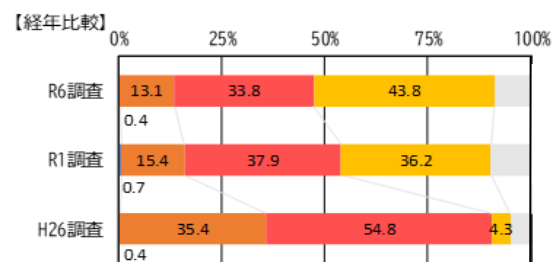
●ごみ出し



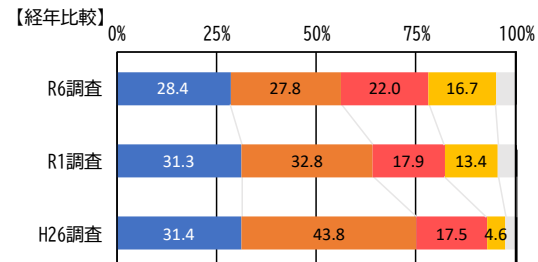
●家計の管理



●子育てや子どもの世話



●地域活動への参加（自治会活動など）

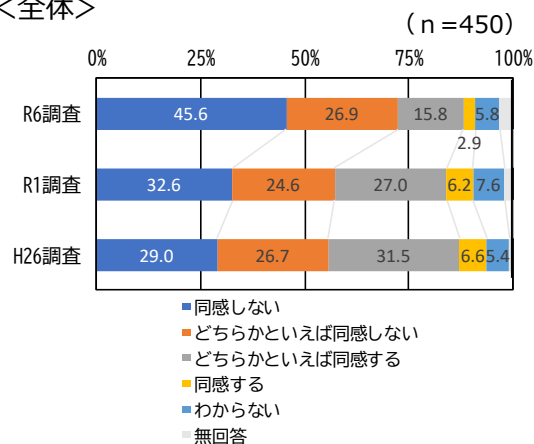


■主として男性 □男女同じ程度 □主として女性 ■わからない該当しない □無回答

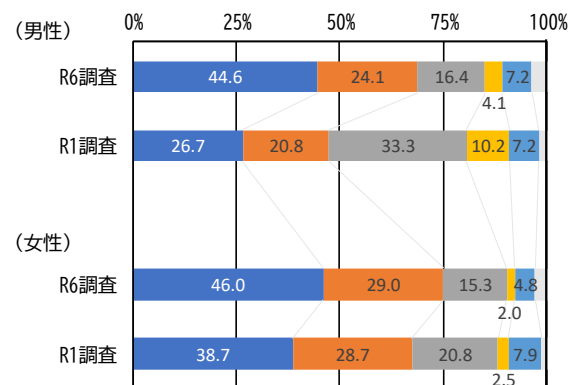
(2) 固定的な性別役割分担の意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方に対して、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」の合わせた割合（『同感しない』）は、7割を超えている。性別では、男性、女性ともに『同感しない』の割合が高く、男性で68.7%、女性で75.0%、女性は男性より6.3ポイント高くなっています。前回調査と比較しても、男性、女性ともに『同感しない』の割合は増加しており、特に男性は大幅に増加しており、固定的な性別役割分担意識の解消の傾向が進んでいます。

<全体>

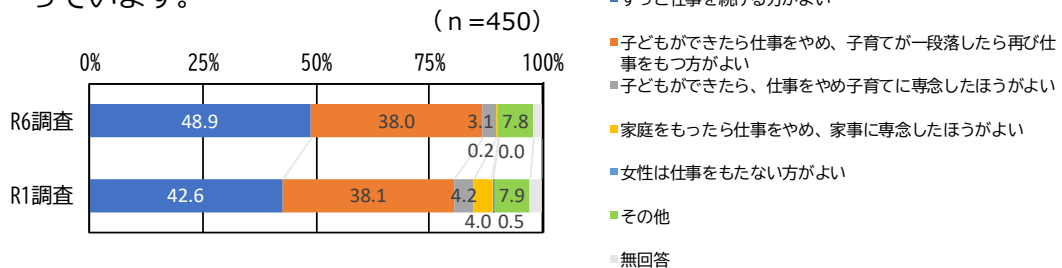


<性別>



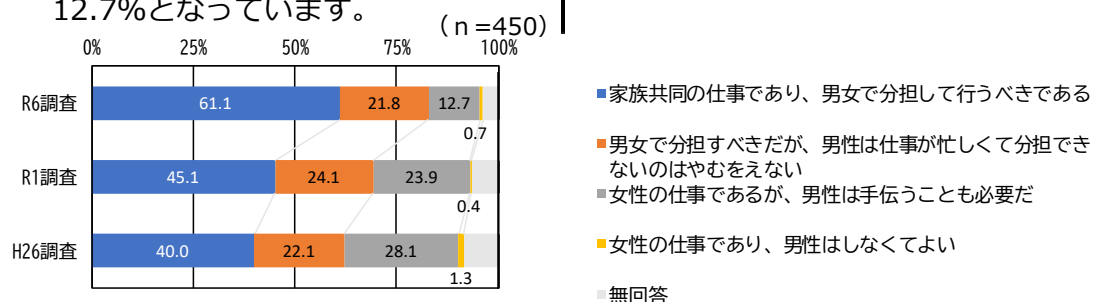
(3) 女性が仕事に就くことへの考え方

「ずっと仕事を続ける方がよい」が48.9%と最も多く、次いで「子どもができたら仕事をやめ、子育てが一段落したら再び仕事をもつ方がよい」が38.0%となっています。



(4) 育児の分担についての考え方

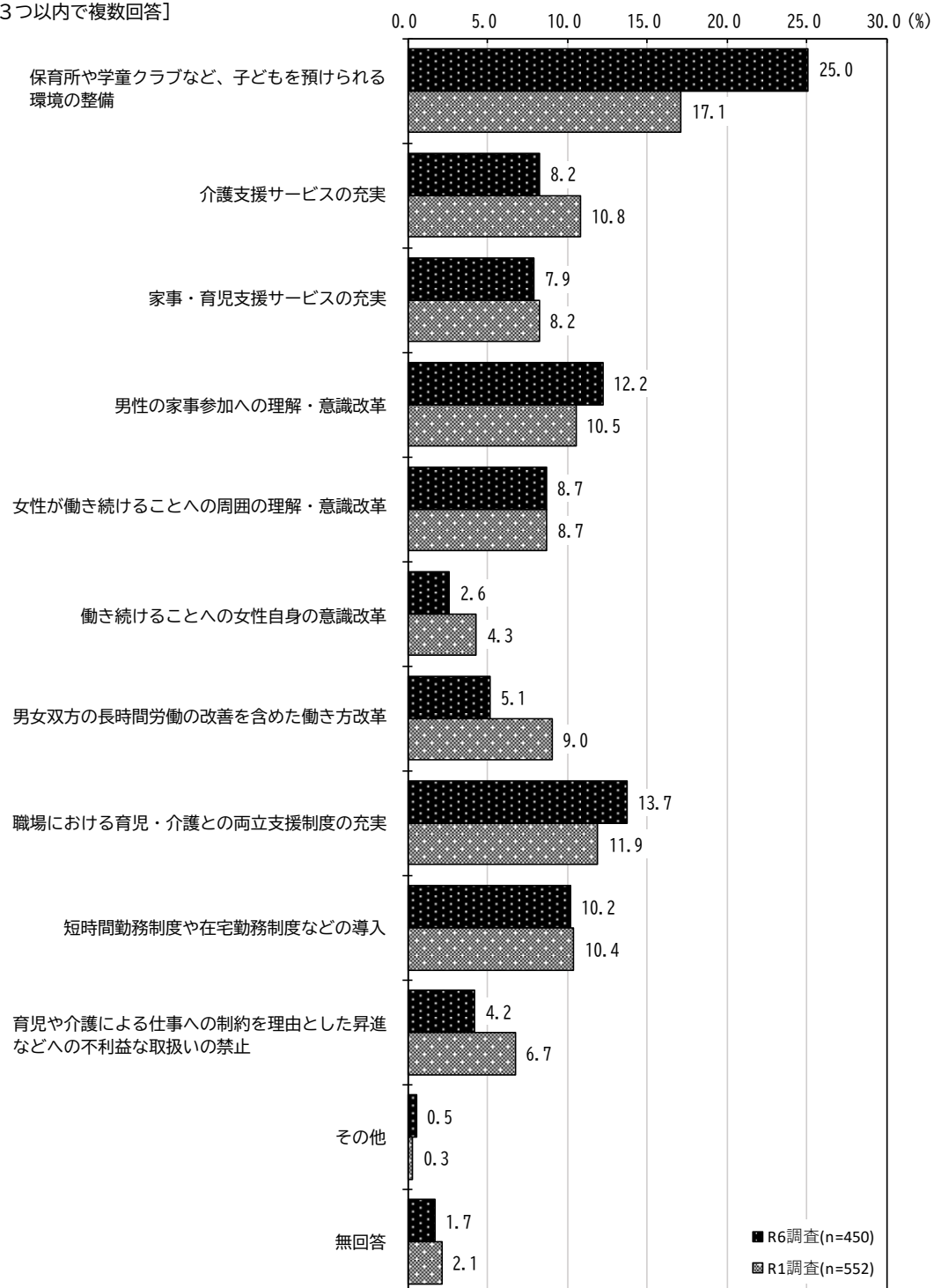
「家族共同の仕事であり、男女で分担して行うべきである」が61.1%で最も多く、次いで「男女で分担すべきだが、男性は仕事が忙しくて分担できないのはやむをえない」が21.8%、「女性の仕事であるが、男性は手伝うことも必要だ」が12.7%となっています。



(5) 女性が働き続けるために必要なこと

「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が25.0%と最も多く、次いで「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」が13.7%、「男性の家事参加への理解・意識改革」が12.2%となっています。

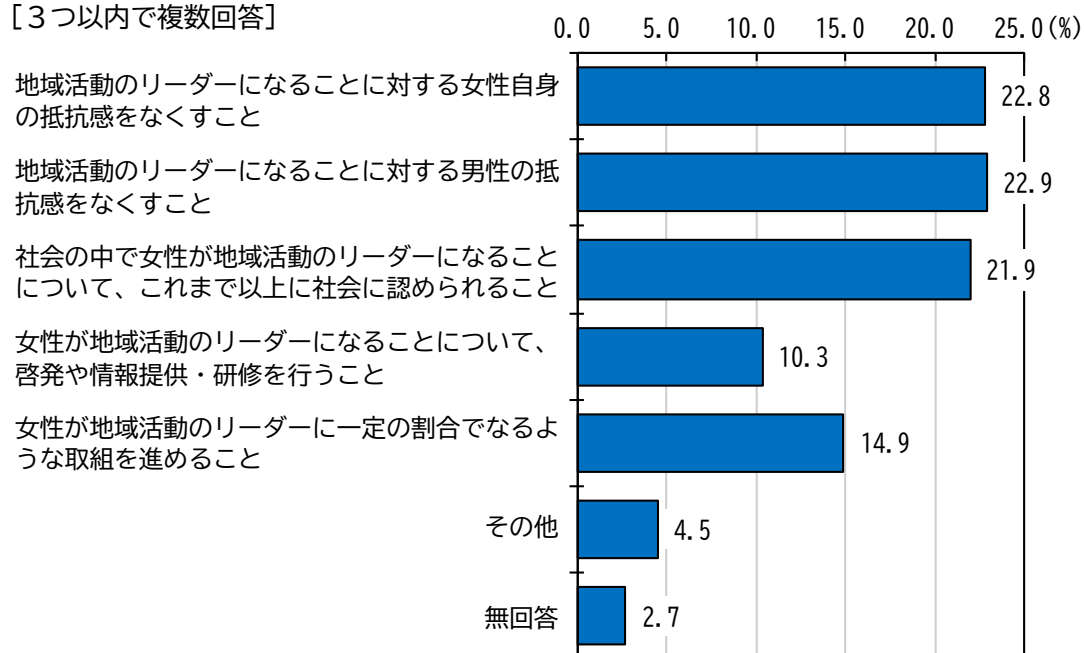
[3つ以内で複数回答]



(6) 女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと

「地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」が22.9%で最も多く、次いで「地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと」が22.8%、「社会の中で女性が地域活動のリーダーになることについて、これまで以上に社会に認められること」が21.9%となっています。

[3つ以内で複数回答]

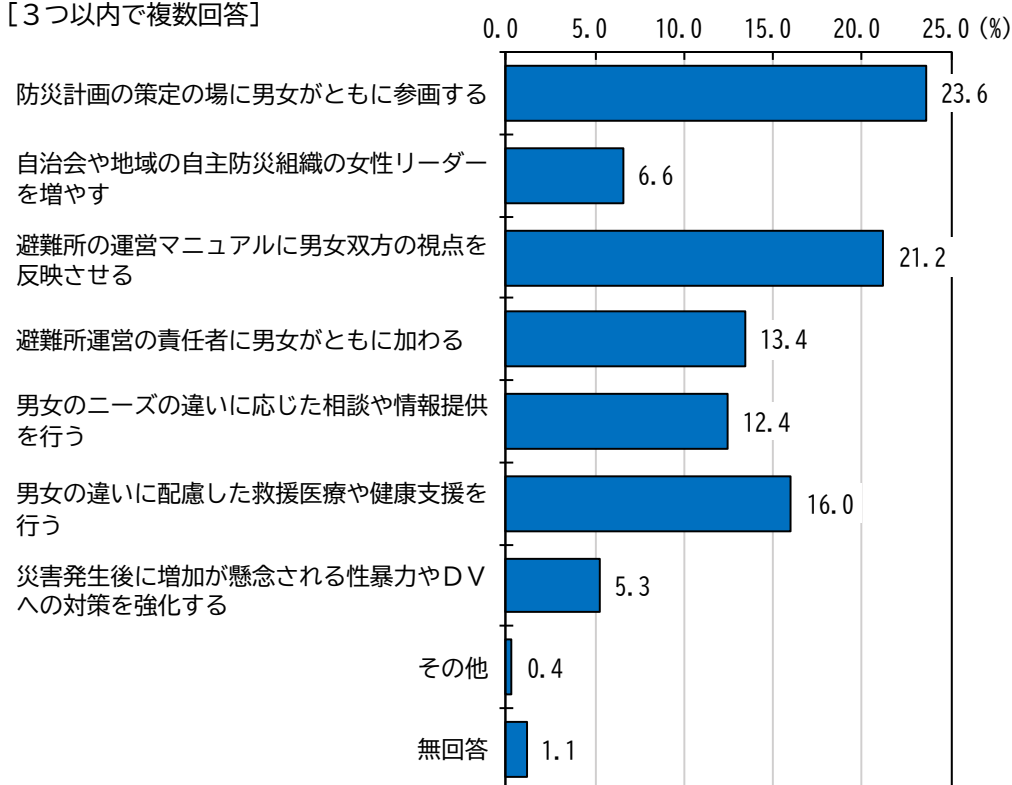


(n=450)

(7) 防災・災害対策において、男女共同参画を推進するためには

「防災計画の策定の際に男女がともに参画する」が23.6%で最も多く、次いで「避難所の運営マニュアルに男女双方の視点を反映させる」が21.2%、「男女の違いに配慮した救援医療や健康支援を行う」が16.0%となっています。

[3つ以内で複数回答]



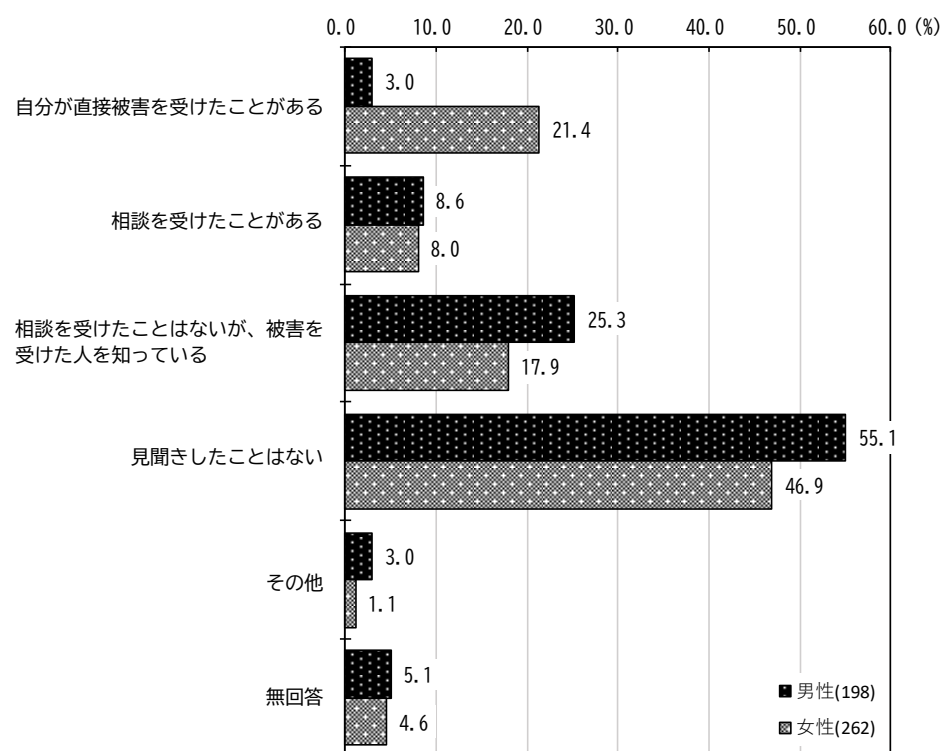
(n=450)

(8) セクハラやDVの経験

自分が直接被害を受けたことがある女性が、セクシュアル・ハラスメントでは21.4%、DV（ドメスティック・バイオレンス）では、9.8%います。男性では、それぞれ3.0%、4.1%となっており、女性のほうが男性より被害が多いことがわかります。

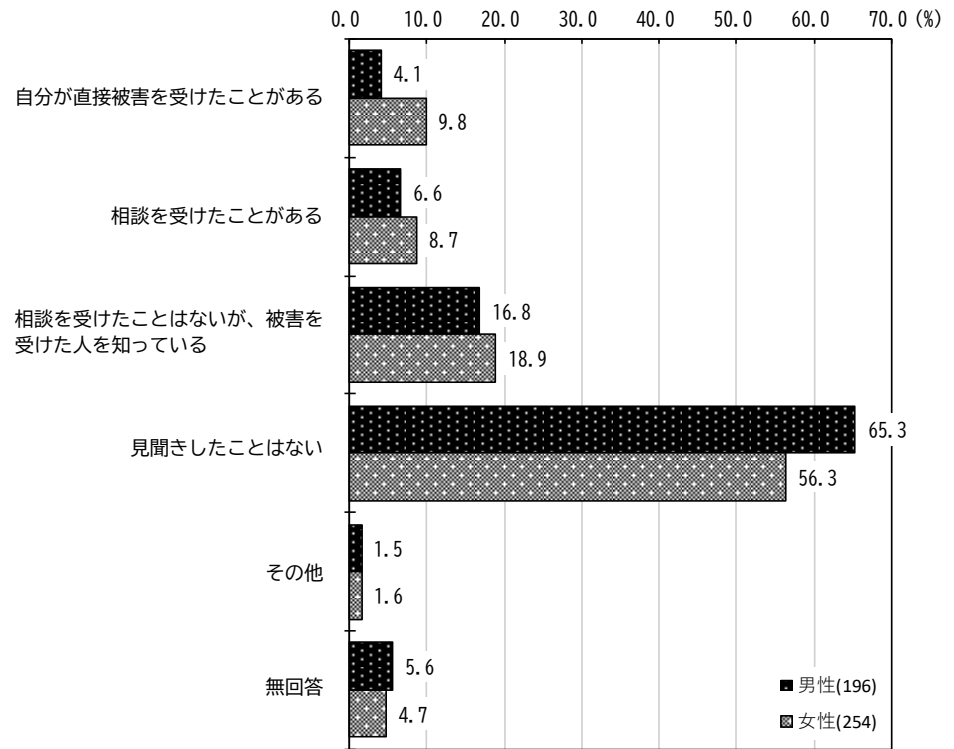
●セクハラについて

[複数回答]



●DVについて

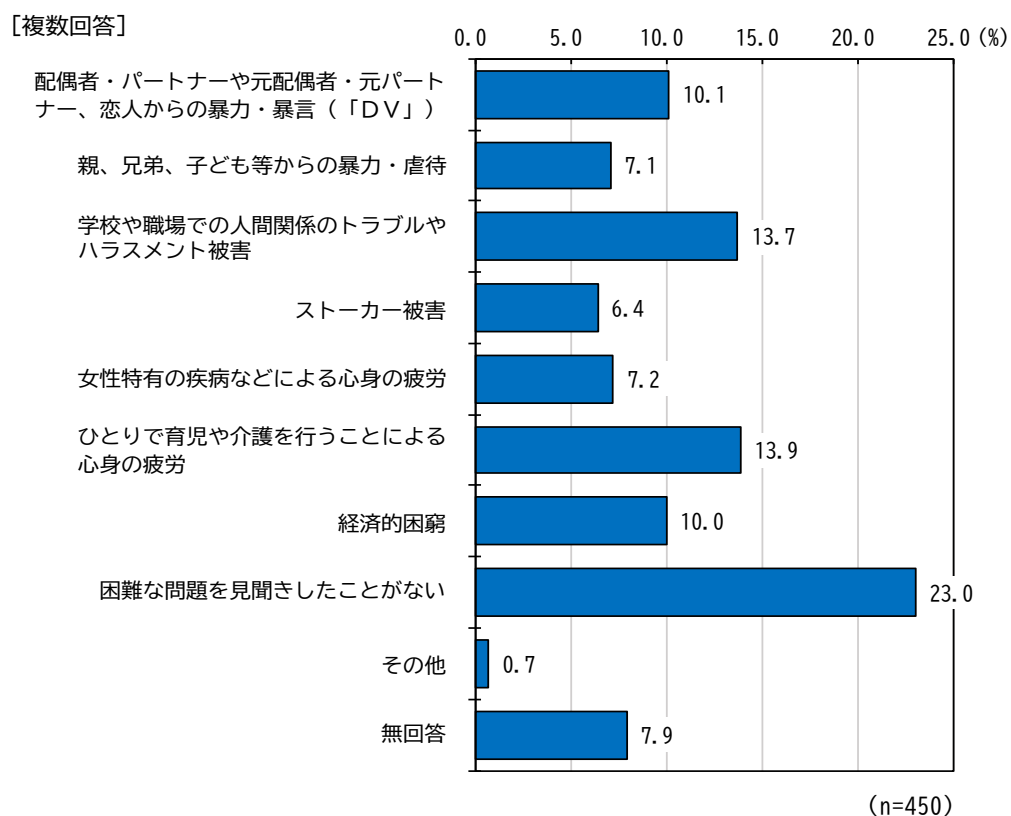
[複数回答]



(9) 困難な状況にある女性の認知度

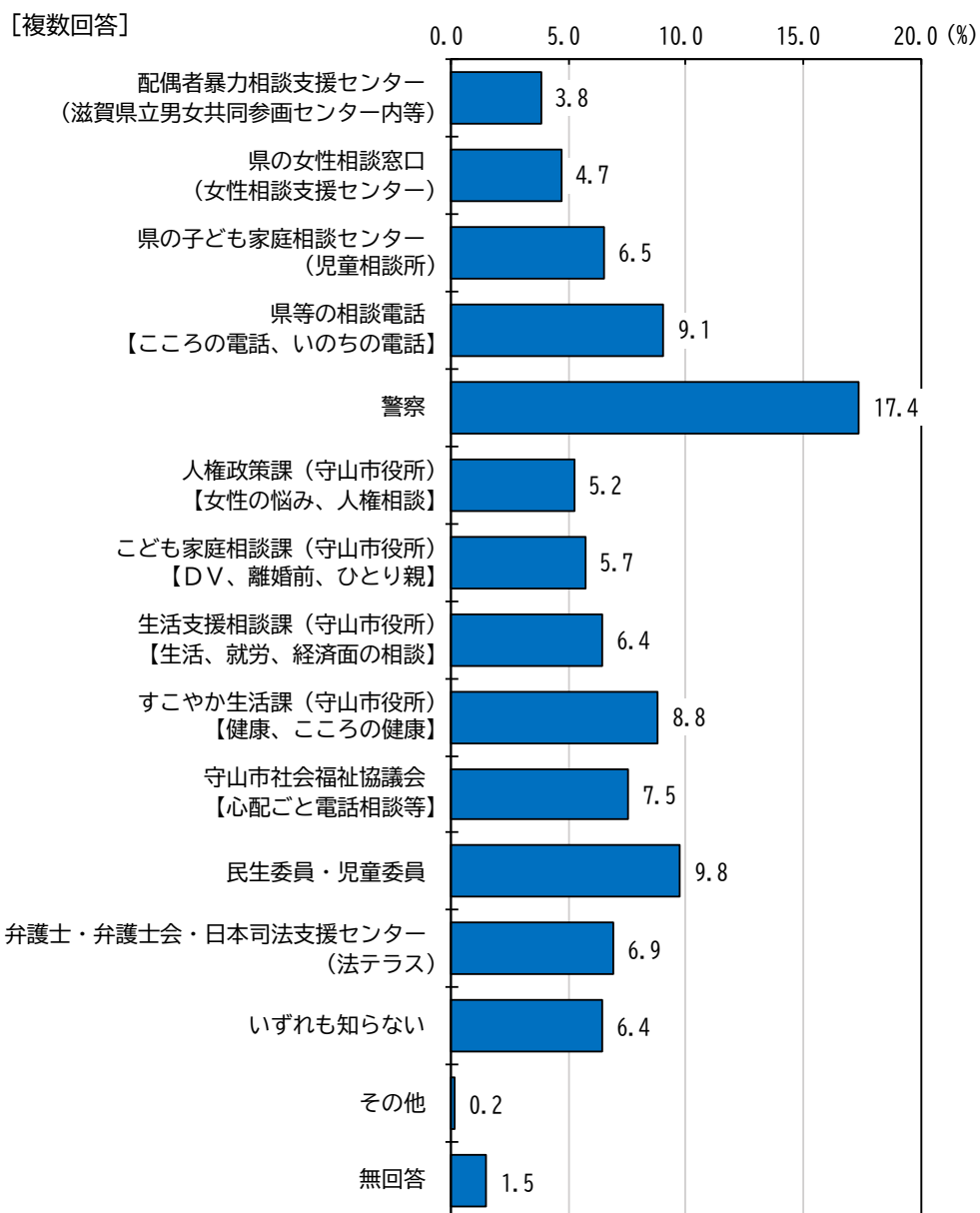
「困難な問題を見聞きしたことがない」が23.0%と最も多く、次いで「ひとりで育児や介護を行うことによる心身の疲労」が13.9%、「学校や職場での人間関係のトラブルやハラスメント被害」が13.7%と続いています。

【全体】



(10) 相談窓口の認知度

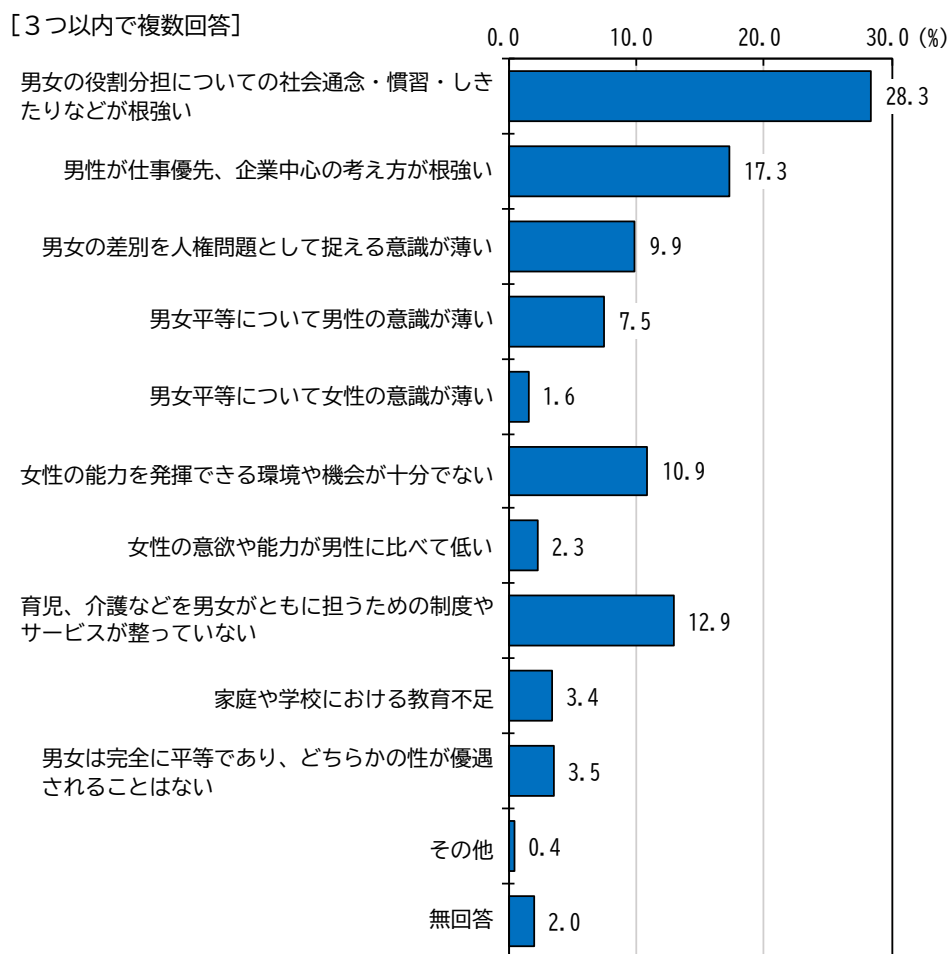
認知度が高いのは「警察」の 17.4%です。「いずれも知らない」が 6.4%となっています。



(n=450)

(11) 男女不平等の原因について

「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりなどが根強い」が28.3%で最も多く、次いで「男性が仕事優先、企業中心の考え方が根強い」が17.3%、「育児、介護などを男女がともに担うための制度やサービスが整っていない」が12.9%、「女性の能力を発揮できる環境や機会が十分でない」が10.9%、「男女の差別を人権問題として捉える意識が薄い」が9.9%となっています。

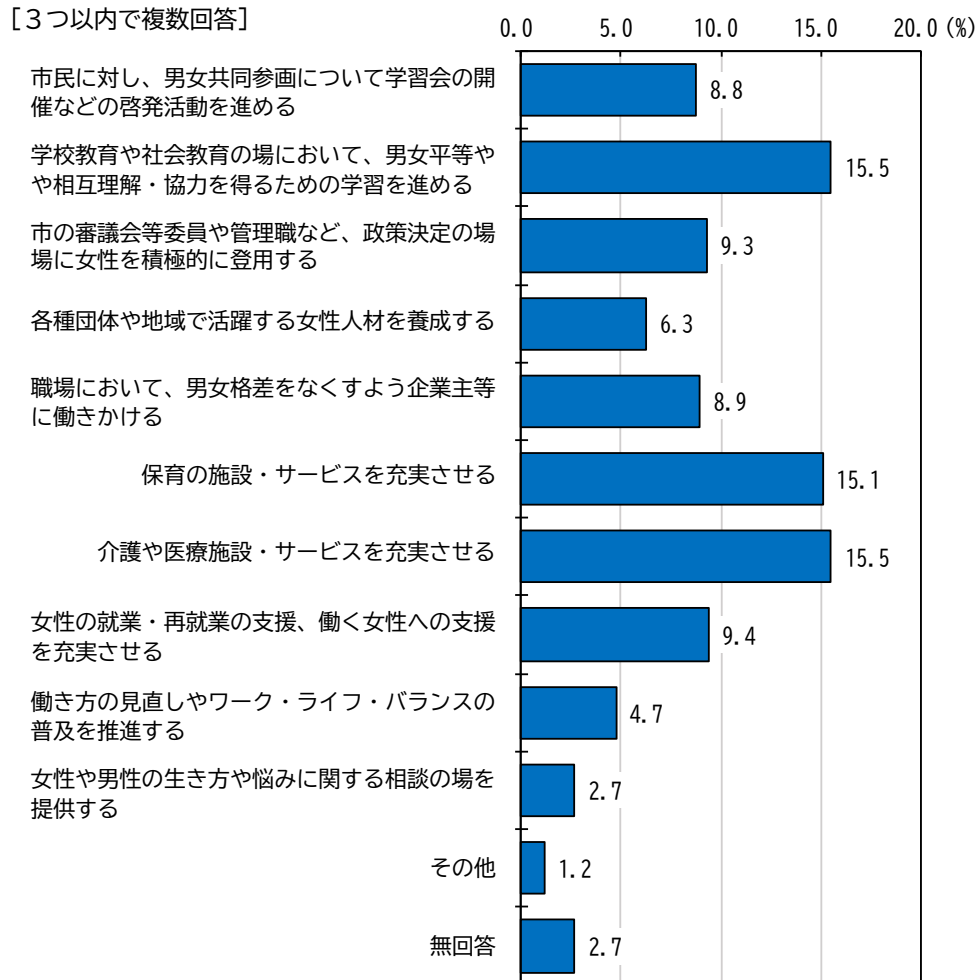


(n=275)

(12) 男女共同参画社会づくりに向けて、市が特に力をいれていくべきこと

「学校教育や社会教育の場において、男女平等や相互理解・協力を得るための学習を進める」「介護や医療施設・サービスを充実させる」が同率で 15.5%と最も多く、次いで「保育の施設・サービスを充実させる」が 15.1%、「女性の就業、再就業の支援、働く女性への支援を充実させる」が 9.4%となっています。

[3つ以内で複数回答]



(n=450)

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「だれもが 自分らしく暮らせる 見守りあうまち」を基本理念とし、だれもが人権を尊重し合い、あらゆる場面で、ともに考え、ともに担い、ともに見守りあう守山の地域づくりを進める「男女共同参画社会」の実現をめざします。

基本理念

だれもが 自分らしく暮らせる 見守りあうまち もりやま

2 計画の基本目標

(1)あらゆる分野への男女共同参画の促進 ～ともにはぐくむ～

あらゆる人が、社会の対等な構成員として、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意志によって社会のあらゆる分野で活躍することができるよう、行政や地域活動、企業などにおける女性の参画拡大に努め、社会の様々な分野において、性別にかかわらずすべての人の意見が反映され、ともに活躍できる仕組みづくりに取り組みます。

複雑に変化する社会情勢のなか、家庭生活や仕事、その他の活動のバランスが取れたライフスタイルを確立することができるよう、事業所等における理解の促進や支援体制を整備することで、誰もが働きやすい労働環境づくりに努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりに取り組みます。

(2)男女共同参画社会への意識改革 ～ともにまなぶ～

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きることができるよう、社会通念や慣習を見直すとともに、啓発や学習機会の提供を行うことで、男女共同参画社会への意識づくりに取り組み、実践や行動へとつなげていきます。

(3)男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備 ～ともにくらす～

性別間のあらゆる暴力やハラスメントを許さない意識を醸成し、すべての人が対等な関係を築くことができる社会づくりに取り組みます。

また、支援を必要とする人が、地域で安心して生活していくことができるよう、それぞれが持つ力を発揮できる機会づくりと安定した生活を送ることができる環境づくりに取り組み、活力あるまちづくりを推進します。

3 取組のポイント

- 各審議会等への女性の積極的な登用
- 地域活動における女性の参画および女性のリーダーの育成
- 長時間労働抑制と、育児・介護に係る休暇等について性別に関わらず取得しやすい

い環境整備

- テレワーク等 ICT を利用した多様な働き方や短時間勤務やフレックスタイム制度など柔軟な働き方柔軟な働き方の普及推進およびワーク・ライフ・バランスの実現
- 女性の就業・再就業、起業への支援（女性のエンパワメント）
- 実質的な男性の家事・育児参画の推進
- 地域における性別役割分担意識に対する意識改革
- 日常生活または社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性への支援【新】
- 性や健康への理解と健康支援
- 災害時など非常時における女性や子育て家庭のニーズが反映された体制づくり【新】
- 性自認や性のあり方などの多様性への理解【新】

4 施策の体系 **重点:取組のポイント**

基本理念	だれもが 自分らしく暮らせる 見守りあうまち もりやま			
基本目標	基本課題	施策の方向		頁
1 の 促 進 あ ら ゆ る 分 野 へ の 男 女 共 同 参 画	(1)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	①審議会等への女性の参画の促進と地域の人材の発掘	30	重点
		②企業・学校・団体等における男女共同参画の促進	31	
		③地域活動における男女共同参画の促進	31	重点
		④女性リーダーの育成	31	
	(2)ワーク・ライフ・バランスの推進	①働き方の見直しに向けた啓発	32	
		②家庭生活への男女共同参画の促進	32	
		③男女がともに参画しやすい地域の環境づくり	33	
		④市民活動や市民活動団体への女性の参画の促進	33	
	(3)働く場での女性の活躍推進 ～女性活躍推進計画～	①男女の均等な雇用機会と待遇の確保	34	
		②仕事と家庭生活等を両立するための事業主への働きかけ	35	重点
		③女性の就業・再就業への支援・相談体制の充実	35	重点
		④育児・介護等を支援する環境の整備	36	
⑤男性の家事・育児・介護等への参画促進		36	重点	
2 社 会 へ の 男 女 共 同 参 画 意 識 改 革	(1)男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	①男女共同参画に向けた広報・啓発活動の推進	37	
		②市職員に対する意識改革の啓発	37	
		③媒体(メディア)における性別固定観念にとらわれない視点の確立	37	
	(2)男女共同参画を推進する教育・学習	①家庭における男女平等教育の推進	38	
		②学校・園における男女平等教育の推進	38	
		③男女共同参画に関する生涯学習の推進	39	重点
		④男女共同参画に関する調査・研究・情報収集と発信	39	
3 男 女 が と も に 安 心 し て 豊 か に 暮 ら せ る 環 境 の 整 備	(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶～DV防止基本計画～	①男女間の暴力を許さない社会意識と環境づくり	40	
		②DV(ドメスティック・バイオレンス)対策の推進と被害者支援	41	
		③性犯罪、性暴力への対策の推進	42	
		④セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント対策の推進と被害者支援	43	
	(2)困難な問題を抱える女性への支援 ～困難女性支援計画～	①DV 対策の推進と被害者支援 (DV 基本計画の再掲)	45	重点
		②困難女性の経済的安定に向けた就学・就労、生活に関する支援	47	重点
		③困難女性に対する相談支援の充実	48	重点
	(3)性や健康への理解と健康支援	①いのちと性の尊重等についての教育の充実と意識の浸透	50	重点
		②男女の生涯にわたる健康支援と相談機能の充実	50	
		③母性保護と母子保健事業の充実	51	
	(4)安心して暮らせる地域づくり	①地域で支援体制の充実	52	
		②防災活動等の分野への男女共同参画の促進	52	重点
		③貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	53	
④高齢者の自立支援と社会活動への参画の促進		53		
⑤社会的な援助を必要とする人への支援		54	重点	

第4章 施策の展開

基本目標1 あらゆる分野への男女共同参画の促進

基本課題(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

1 現状と課題

男女共同参画社会の実現には、性別にかかわらずだれもがあらゆる分野に参画し、政策や方針決定の場において、性別に偏らない意見が反映されることが重要です。

しかし、女性の参画は様々な分野において徐々に進んできてはいるものの、十分とはいえないのが現状です。

市の各審議会等への女性の登用率は、計画最終年度である令和12年度において目標数値を43.0%としていますが、令和6年度（令和7年3月31日現在）において38.3%であり、女性が一人もいない審議会等が解消されていないのが現状です。

市が率先して女性の登用や育成に取り組み、企業や地域に対して、女性の参画拡大の重要性を呼びかけ、積極的な登用を働きかけていくことが必要です。

2 施策の方向

① 審議会等への女性の参画の促進と地域の人材の発掘 		
施策名	施策の内容	担当課
各審議会等への女性の積極的な登用	○各審議会等において、女性の積極的な登用を進めます。 ○審議会委員の充て職について「所長・会長・代表」等に限定せず、団体等から幅広い年齢や性別の人材を登用します。	人権政策課 全課
女性の人材発掘と市政への参画促進	○地域で活躍する女性の情報を収集し、女性人材バンクの充実に努めます。 ○女性人材バンクを活用し、市政への積極的な参画を促進します。 ○女性人材バンクの活用状況を定期的に調査します。	人権政策課

②企業・学校・団体等における男女共同参画の促進		
施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
職場での管理職や団体等の役員への女性の登用	○職場において女性の管理職が登用され方針決定の場に参画できるよう企業等への啓発に努めます。 ○各種団体等における運営や活動の方針決定の場に女性が参画できるよう啓発に努めます。 ○行政における管理職の登用については、性別を問わず職員の能力や実績など管理職の資質を総合的に判断する中で、進めます。	人権政策課 人事課 全課

③地域活動における男女共同参画の促進		重点
施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
地域活動の役員への女性の登用	○自治会等の地域活動の役員への女性の積極的な登用を依頼します。	人権政策課 市民協働課
地域活動における男女比の偏りの解消	○性別にかかわらず、地域で活躍できるよう、意識改革に努めます。	人権政策課

④女性リーダーの育成		
施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
女性の人材育成	○講座や研修会等を開催し、リーダーとなる人材の育成に努めます。	社会教育・文化振興課 人権政策課
男性への意識改革	○女性がリーダーとして会議や活動に参加できるよう、男性が家事・育児・介護を担うための意識改革の啓発に努めます。	人権政策課

基本課題(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

1 現状と課題

誰もが多様な生き方を選択し、社会のあらゆる活動に参画していくことは、男女共同参画社会の形成の基盤となるものです。

しかし、男性の仕事優先・職場重視の考え方が以前よりは解消されつつありますが、実態として男性が家庭生活やその他の活動に積極的に参画できていない状況です。その結果、家事や育児、介護等の家庭での役割の多くは女性が担っているのが現状です。

男女がともにやりがいを持って働き、仕事上の責任を果たしながら、家庭生活や地域活動等へも参画していけるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の周知と働き方の見直しに向けた取組が必要です。

2 施策の方向

①働き方の見直しに向けた啓発		
施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発	○ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発と、働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。	人権政策課

②家庭生活への男女共同参画の促進		
施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
家事・育児・介護等を男女がともに担う意識の醸成と学習機会の提供	○男女がともに担う意識が浸透するよう、男性の家事・育児・介護等への参画促進に努めます。 ○家事・育児・介護等の技術や方法を学ぶ講習会や研修会等を開催します。	人権政策課 保育幼稚園課 地域包括支援センター 母子保健課 すこやか生活課 社会教育・文化振興課

③男女がともに参画しやすい地域の環境づくり		
施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
地域のリーダーの育成	○まちづくり推進員への、女性の積極的な登用を依頼します。 ○研修会を開催し、まちづくりのリーダーの育成と資質の向上に努めます。 ○個々の状況を認め合い、男性も女性もともに助け合い協力しながら地域活動を行うという視点で意識啓発を行います。	社会教育・文化振興課 市民協働課
地域活動を男女がともに担う意識の醸成	○女性が地域活動のリーダーや役員になることについて、男女ともに抵抗感をなくすよう啓発に努めます。	人権政策課

④市民活動や市民活動団体への女性の参画の促進		
施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
女性の活躍の場の拡大	○各種講座や自主教室等に関する情報を提供し、特技や能力を生かして、女性が活躍できる場の拡大に努めます。 ○市民活動に関する情報の提供と相談機能の充実に努め、女性の参画を促進します。 ○市民活動において、特定の性や年齢に偏らず、多様な人々が参画できるよう啓発に努めます。	社会教育・文化振興課 市民協働課 人権政策課
人材の育成とネットワークづくりの支援	○養成講座等の開催により、市民活動の担い手の育成に努めます。 ○市民活動の発表の場や交流の場を提供し、女性の団体やグループの活動やネットワークづくりを支援します。	市民協働課

基本課題(3) 働く場での女性の活躍推進

1 現状と課題

社会構造の変化とともに、働き方・生活のしかたが多様化しています。

女性の年齢階級別就業率をみると、妊娠・出産・子育て期にあたる30歳代に労働力率が最も低くなる、M字カーブを描いています。カーブは少しずつ浅くなってきていますが、女性のエンパワメントを実現し出産や子育てを通じて働き続けられるためには、育児休業などの労働関係法令の周知や性別にかかわらず平等な労働環境づくりが必要です。

また、核家族化や少子高齢化が進む中、育児や介護等に対する家族の負担は増大しており、すべての女性が活躍するために、育児や介護等をサポートするための環境の整備が求められています。

2 施策の方向

①男女の均等な雇用機会と待遇の確保		
施策名	施策の内容	担当課
職場での女性人材の育成と管理職への女性の登用	○男女における職場・職域の固定観念の払拭に向けた啓発に努めます。 ○女性の採用・育成が進むよう企業等への啓発に努めます。 ○方針決定の場に女性が参画できるよう管理職への女性の登用について企業等への啓発に努めます。 ○方針決定の場に女性が参画できるよう市職員の管理職への女性の登用に努めます。	人権政策課 人事課
法制度の周知と雇用条件改善へ啓発	○男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、働き方改革に関連する法律等の周知と啓発に努めます。 ○企業等に対し、男女が対等に働けるよう労働条件等の改善に向けた啓発に努めます。	人権政策課
家族経営協定の締結の促進	○家族で取り組む農業経営における働き方等の見直しを行い、男女がともに家事・育児・を行える環境づくりや役割分担、労働に見合った報酬が得られ、経済的自由が図れるよう家族経営協定の締結を促進します。	農業委員会 農政課

企業等における学習会等の開催の働きかけ	○企業等に対し、男女共同参画や女性の活躍推進に向けた学習会等の開催を働きかけます。 ○職場等でのセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等、ハラスメント防止のための啓発と学習会等の開催を働きかけます。	人権政策課
労働環境の整備	○従業員の性別に偏りがある職種にも男女ともに参画できるよう、男女別の更衣室やトイレの数の確保などハード面の整備の推進に努めます。	人権政策課 保育幼稚園課

②仕事と家庭生活等を両立するための事業主への働きかけ 		
施策名	施策の内容	担当課
多様な働き方の普及と就労条件の整備促進	○事業主に対し、ライフスタイルや家族形態の多様化に応じた短時間勤務制度やフレックスタイム制、テレワーク等の多様な働き方の普及に努めます。 ○事業主に対し、多様な働き方を可能とする就労条件への改善に向けた啓発を行います。	人権政策課
労働時間短縮等への啓発	○事業主に対し、時間外労働の改善や年次有給休暇の取得促進の啓発に努めます。	商工観光課
育児・介護休業制度の普及と取得促進	○事業主に対する、従業員の育児・介護休業の取得促進の啓発に努めます。	商工観光課

③女性の就業・再就業への支援・相談体制の充実 		
施策名	施策の内容	担当課
女性の起業や再就業への支援	○女性の起業や再就業を支援する学習会の開催や情報提供を行います。 ○女性の起業や就業に対する、家族や周囲の理解や協力について啓発を行います。 ○フリーランスや個人事業主の女性に対し、情報提供や研修会を行います。	商工観光課 人権政策課

職業相談体制の充実と職業紹介の実施	○就労関係機関と連携し、就労安定推進員による就労相談を実施します。	商工観光課
④育児・介護等を支援する環境の整備		
施策名	施策の内容	担当課
待機児童の解消	○保育園等を計画的に整備します。 ○保育人材バンクの活用により、保育人材の確保と定着化に努めます。	こども政策課 保育幼稚園課
子育て支援の充実	○一時預かり保育事業の充実を図ります。 ○子育て支援制度の普及・啓発に努めます。 ○子育てに関する相談体制の充実と相談窓口の周知を図ります。	こども政策課 保育幼稚園課 こども家庭相談 課子育て応援室 学校教育課
介護支援体制の充実	○介護保険制度の普及・啓発に努めます。 ○介護に関する支援と相談体制の充実を図ります。	介護保険課 地域包括支援センター
⑤男性の家事・育児・介護等への参画促進 		
施策名	施策の内容	担当課
男性の参画への意識づくり	○育児や家事等に男性も参画することの重要性について、啓発します。 ○母子手帳交付時や乳幼児健診時に、父親の育児への参画について啓発します。 ○参観や親子活動の日程や内容を工夫し、父親の参加率向上につなげます。 ○療育教室において「親の会」や「父の会」を開催し、父親の子育て意識の向上に努めます。	人権政策課 母子保健課 保育幼稚園課 発達支援課
知識や技術習得の学習機会の提供	○家庭教育の啓発と実践的な学習の場として、親子ほっとステーションの中で「わくわく子育て応援プログラム」を開催します。 ○家族介護者教室を開催し、男女がともに介護の担い手として参画できるよう促します。 ○男性向け料理教室等の開催により、男性の家事参加を促進します。	すこやか生活 課 社会教育・文化振興課 発達支援課 地域包括支援センター

基本目標 2 男女共同参画社会への意識改革

基本課題(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

1 現状と課題

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが男女共同参画の意識を持つことが不可欠です。

しかし、市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に「同感する」割合（「同感する」と「どちらかと言えば同感する」の合計）が 18.7%であり、意識の解消の傾向が進んでいるものの依然として、今なお、固定的な性別役割分担意識が残っています。この意識は、人々の意識の中に長い年月をかけて形成られ、男女共同参画社会の実現の大きな障壁の一つとなっています。この意識を解消し、未だ男女共同参画の意識を浸透させ、性別にかかわらず、すべての人が、自らの意思で様々な分野に参画し活躍できるよう、意識改革を推進していくことが重要です。

2 施策の方向

①男女共同参画に向けた広報・啓発活動の推進		
施策名	施策の内容	担当課
理解と認識を深めるための啓発	○市広報やホームページ、啓発リーフレット等を活用し、啓発を行います。 ○「男女共同参画週間」(6/23～6/29)を中心に街頭啓発等を実施し、広く市民に男女共同参画意識が浸透するよう努めます。	人権政策課

②市職員に対する意識改革の啓発		
施策名	施策の内容	担当課
職員研修の実施	○市職員が率先して男女共同参画社会づくりを担えるよう、計画的に職員研修を実施します。	人事課 人権政策課

③媒体（メディア）における性別固定観念にとらわれない視点の確立		
施策名	施策の内容	担当課
市が発行する刊行物の表現の点検	○市が発行する刊行物や市広報、ホームページ等の内容、表現について、性別固定観念にとらわれないよう点検や表現の見直しを行います。	企画政策課 人権政策課 全課

基本課題(2) 男女共同参画を推進する教育・学習

1 現状と課題

一人ひとりの意識や価値観は、幼少期から、家庭や地域、学校など、あらゆる環境の影響を受けながら形成されます。

市民意識調査においても、男女共同参画の実現に向けて「学校教育や社会教育の場において、男女平等や相互理解・協力を得るための学習を進める」および「介護や医療施設・サービスを充実させる」ことに、市は力を入れていくべきといった回答が多くみられました。また、男女不平等の原因について、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりなどが根強い」の回答が28.3%で最も多くなっています。

このようなことから、家庭、学校・園、地域、職場などあらゆる場面において、男女平等や男女共同参画、女性活躍の推進のための意識が浸透するよう、子どもたちのみならず保護者や地域の大人まですべての人が、教育や学習を継続していくことが重要です。

2 施策の方向

①家庭における男女平等教育の推進		
施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
個性と能力を育てる家庭教育の促進	○子育て講座や各園の保護者研修会等を通じて、性別固定観念による固定観念にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を伸ばす家庭教育の重要性について啓発します。	地域総合センター 保育幼稚園課 社会教育・文化振興課

②学校・園における男女平等教育の推進		
施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
男女平等・男女共同参画教育の推進	○園児や児童・生徒の発達段階に応じて、男女平等・男女共同参画・女性活躍の推進の意識と実践力の向上に努めます。	保育幼稚園課 学校教育課
多様な選択を可能にする進路指導の実施	○性別による固定観念にとらわれず、児童・生徒が主体的に進路選択ができるよう、適切な進路指導を行います。	学校教育課
保育士・教職員への研修の実施	○男女共同参画・女性活躍の推進への意識改革を進めるため、職員研修を実施します。	保育幼稚園課 学校教育課

③男女共同参画に関する生涯学習の推進			重点
施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課	
地域、職場などあらゆる場面における学習機会の提供	○研修会や講演会、人権学習会を通じて、性別による固定観念にとらわれず、だれもが自分らしく暮らせるよう、男女が協力しあうことの重要性について啓発します。 ○男性や若年層の研修会等への参加が進むよう、テーマや周知方法について工夫します。 ○男女共同参画・女性活躍の推進を進める公民館での自主教室の支援に努めます。	人権政策課 地域総合センター 社会教育・文化振興課	
学習資料の収集と提供	○研修資料やDVD等を整備し、提供や貸し出しを行います。	人権政策課	

④男女共同参画に関する調査・研究・情報収集と発信			
施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課	
男女共同参画関係資料の整備	○男女共同参画・女性活躍の推進に関する図書や資料を収集し、配架します。	図書館	
男女共同参画に関する情報の収集と発信	○男女共同参画・女性活躍の推進に関する国際社会および国・県の情報や他市町村の取組事例などの情報を収集し、調査・研究するとともに、市広報やホームページ等を活用して、紹介します。	人権政策課	

基本目標 3 男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備

基本課題(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶

1 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず、だれもが一人の個人として尊重されることが重要です。

しかし、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪や性暴力が社会問題となっており、これらの暴力の被害者は多くの場合、女性であるのが現状です。特に、DVについては、被害者だけでなく、その子どもにも悪影響を与えることや、近年では、子どもに対する性的な暴力も問題になっています。

あらゆる暴力を許さない社会認識の徹底や、暴力防止対策、被害者に対する適切な支援等の取組が必要です。

2 施策の方向

①男女間の暴力を許さない社会意識と環境づくり		
施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発	○「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）等において、市広報やホームページ、啓発リーフレット等により、DVをはじめとするあらゆる暴力を容認しない社会意識の醸成に向けた啓発を行います。	人権政策課
早期発見、予防に向けた取組の推進	○被害者の発見、通報に関して、医療機関・福祉関係団体・学校園・警察など関係機関との連携を図ります。 ○ 人権擁護委員をはじめ、民生委員児童委員等の関係者に対して、DV等に関する知識や相談窓口など適正な情報提供を行います。 DV等に関する知識や相談の窓口などについて、人権擁護委員をはじめ、民生委員児童委員などの関係者に適正な情報提供を行います。	こども家庭相談課 人権政策課 健康福祉政策課 生活支援相談課 保育幼稚園課 母子保健課 学校教育課 地域包括支援センター 障害福祉課

②DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の推進と被害者支援		
施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
学習機会の提供	○DV防止に向けた研修会等を開催し、広く市民にDVについての認識を深めてもらうことにより、DVの根絶を目指します。 ○学校において、DVおよびデートDVに関する教育を行い、DVおよびデートDVの防止に努めます。	人権政策課 学校教育課
相談窓口の周知と充実	○市で配布する封筒や啓発チラシ等を用い、市の相談窓口や関係機関について、広く市民に周知します。 ○休日や夜間においても相談できる窓口を周知します。 ○相談員をはじめ、関係職員の研修を行い、相談支援に関する情報を共有するとともに、資質の向上に努めます。	こども家庭相談課
相談体制の充実	○女性相談支援員を配置し、DVの相談や通報に対して、迅速かつ慎重に対応するとともに、適切な情報管理を行います。 ○被害者への支援が的確に行えるよう、関係課や県の配偶者暴力支援センターと連携し、対応します。	こども家庭相談課
市職員に対する研修の充実	○DV等に関する知識や相談窓口など適正な情報提供を行い、確実に関係機関に繋がるよう、職員の資質の向上に努めます。	人権政策課 こども家庭相談課
安全確保と保護体制の充実	○被害者が保護を求めてきた場合は、警察や県の配偶者暴力相談センターと連携して、安全を確保します。 ○被害者に子どもがいる場合には、教育委員会、学校と連携して、安全確保を行います。 ○被害者が、警察への援助の申し出や保護命令の申請が迅速に行えるよう、必要な情報提供を行います。 ○休日や夜間においても迅速に保護できるよう、警察や県の配偶者暴力相談支援センター等との連絡体制を整えます。	こども家庭相談課

被害者の情報管理の徹底	○DV被害者から住民基本台帳事務における支援措置申出書を受理した場合、加害者から被害者の現住所を知られないよう住民票等の写しの交付制限等を速やかに行うとともに、関係各課へ情報提供します。 ○国民健康保険、国民年金、福祉事務所等、住民基本台帳からの情報に基づき、事務処理を行う関係課においても、情報管理の徹底を図ります。 ○DV被害から逃れるために転入してきた子どもの情報が、加害者に漏えいしないよう情報管理の徹底を図ります。	市民課 学校教育課 こども家庭相談課 保育幼稚園課
自立支援	○一時保護施設と連携して、被害者のケアと自立に向けた支援を行います。 ○住宅・就労・生活支援など、被害者の状況に応じて迅速に対応するとともに、適切な情報管理を行います。 ○被害者が必要とする情報や支援が的確に提供できるよう、必要に応じてケース会議を開催するなど、関係課や関係機関と連携して対応します。 ○被害者が同伴する子どものケアに努めるとともに、必要に応じて就園・就学、転校について支援を行います。 ○要保護老人について、必要時に老人福祉法に基づく措置等の支援を行います。	こども家庭相談課 子育て応援室 地域包括支援センター 障害福祉課 長寿政策課 保育幼稚園課 学校教育課

③性犯罪、性暴力への対策の推進		
施策名	施策の内容	担当課
性暴力等防止に向けた意識改革	○「若年層の性暴力被害予防月間」（４月）等において、市広報やホームページ等を活用して、性暴力等を許さない社会意識の醸成を図ります。	人権政策課

相談窓口の周知	○相談を受けた際は、専門機関と連携して被害者支援を行います。 ○性暴力被害の相談窓口（ワンストップ支援センター）の周知を行います。	人権政策課 こども家庭相談課
学校等で相談を受ける体制の強化	○児童生徒が SOS を出しやすくなるよう、学校側で相談を受ける体制を強化するとともに、相談を受けた場合の教職員の対応研修の充実を図ります。	学校教育課
学校園における教育や啓発	○幼児期や小学校低学年で、被害に気付き予防できるよう、自分の身を守る重要性や嫌なことをされたら訴える必要性を教えます。 ○小学校や中学校で、不審者等に付いていかないなど、性犯罪も含む犯罪被害に遭わないための防犯指導を行います。 ○小学校や中学校で、スマホや SNS による犯罪被害の危険性や、被害に遭った場合の対応について教えます。	保育幼稚園課 学校教育課

④セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント対策の推進と被害者支援		
施策名	施策の内容	担当課
意識啓発と学習機会の提供	○市広報やホームページ等を活用して、啓発を行います。 ○人権学習会等を通じて、地域におけるハラスメントの防止に向けた啓発を実施します。	人権政策課
学校におけるハラスメントの防止	○学校において、ハラスメントに関する教育を行い、ハラスメントを許さない人権意識の形成に努めます。 ○教職員から生徒への、また教職員同士でのハラスメントを防止するため、研修会を実施し、予防啓発に努めます。	学校教育課
企業におけるハラスメントの防止	○ハラスメント防止に向けた啓発と研修会を実施します。	人権政策課

	○企業に対し、研修会の開催とハラスメントに関する相談担当者の設置を働きかけます。	
相談体制と被害者支援	○セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントについて、市広報やホームページ等を活用し、広く市民に相談窓口を周知します。 ○ハラスメント被害の相談や通報に対し、関係機関と連携して迅速かつ慎重に対応するとともに、適切な情報管理を行います。 ○ハラスメント被害者へ適切な対応を行うために、関係職員の研修を実施し、資質向上に努めます。	人権政策課
市職員に対する研修等の充実	○ハラスメントに関する知識や相談窓口の周知など適切な情報提供を行い、市民からの相談に対応できるよう、職員の資質向上に努めます。	人権政策課 人事課

基本課題(2) 困難な問題を抱える女性への支援

1 現状と課題

DV や生活困窮、育児と介護のダブルケア、女性のワンオペ育児等、困難に直面した女性の問題は、複雑化、多様化、複合化しており、「孤独・孤立対策」といった視点も含めた支援が求められています。

日常生活に困難な問題を抱える女性に対し、DV 対策や経済的安定に向けた施策の推進、相談支援体制の整備等により、自らの力で生活していけるよう支援する必要があります。

2 施策の方向

①DV 対策の推進と被害者支援（DV 基本計画の再掲）		
施策名	施策の内容	担当課
女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発	○「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）等において、市広報やホームページ、啓発リーフレット等により、DVをはじめとするあらゆる暴力を容認しない社会意識の醸成に向けた啓発を行います。	人権政策課 こども家庭相談課
早期発見、予防に向けた取組の推進	○被害者の発見、通報に関して、医療機関・福祉関係団体・学校園・警察など関係機関との連携を図ります。 ○DV等に関する知識や相談の窓口などについて、人権擁護委員をはじめ、民生委員・児童委員などの関係者に適正な情報提供を行います。	こども家庭相談課 人権政策課 健康福祉政策課 生活支援相談課 保育幼稚園課 学校教育課 地域包括支援センター 障害福祉課
相談窓口の周知と充実	○市の相談窓口や関係機関について、広く市民に周知します。 ○休日や夜間においても相談できる窓口を周知します。 ○相談員をはじめ、関係職員の研修を行い、相談支援に関する情報を共有するとともに、	こども家庭相談課

	資質の向上に努めます。	
相談体制の充実	○女性相談支援員を配置し、DVの相談や通報に対して、迅速かつ慎重に対応するとともに、適切な情報管理を行います。 ○被害者への支援が的確に行えるよう、関係課や県の配偶者暴力支援センターと連携し、対応します。	こども家庭相談課
安全確保と保護体制の充実	○被害者が保護を求めてきた場合は、警察や県の配偶者暴力相談センターと連携して、安全を確保します。 ○被害者に子どもがいる場合には、教育委員会、学校と連携して、安全確保を行います。 ○被害者が、警察への援助の申し出や保護命令の申請が迅速に行えるよう、必要な情報提供を行います。 ○休日や夜間においても迅速に保護できるよう、警察や県の配偶者暴力相談支援センター等との連絡体制を整えます。	こども家庭相談課
被害者の情報管理の徹底	○DV被害者から住民基本台帳事務における支援措置申出書を受理した場合、加害者から被害者の現住所を知られないよう住民票等の写しの交付制限等を速やかに行うとともに、関係各課へ情報提供します。 ○国民健康保険、国民年金、福祉事務所等、住民基本台帳からの情報に基づき、事務処理を行う関係課においても、情報管理の徹底を図ります。 ○DV被害から逃れるために転入してきた子どもの情報が、加害者に漏えいしないよう情報管理の徹底を図ります。	市民課 学校教育課 こども家庭相談課 保育幼稚園課
自立支援	○一時保護施設と連携して、被害者のケアと自立に向けた支援を行います。 ○住宅・就労・生活支援など、被害者の状況に応じて迅速に対応するとともに、適切な情報管理を行います。	こども家庭相談課 子育て応援室 地域包括支援センター

	○被害者が必要とする情報や支援が的確に提供できるよう、必要に応じてケース会議を開催するなど、関係課や関係機関と連携して対応します。 ○被害者が同伴する子どものケアに努めるとともに、必要に応じて就園・就学、転校について支援を行います。 ○要保護老人について、必要時に老人福祉法に基づく措置等の支援を行います。	障害福祉課 長寿政策課 保育幼稚園課 学校教育課
--	--	---

②困難女性の経済的安定に向けた就学・就労、生活に関する支援 		
施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
困難女性の生活の安定を図るため、就学・就労支援の実施	○母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に対する就労支援等を実施します。 ○自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練給付金、高卒認定資格取得支援事業を通じて、ひとり親家庭の資格取得を支援します。 ○生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮する人の自立に向けた就労支援を行います。 ○就労関係機関と連携し、困難な状況にある人への就労安定推進員による就労相談を実施します。	こども家庭相談課 生活支援相談課 商工観光課
困難女性の生活支援の実施	○児童扶養手当の支給を通じて、ひとり親家庭への経済的な支援を実施します。 ○母子・父子・寡婦福祉資金貸付金等の案内を通じて、ひとり親家庭への相談支援を実施します。 ○生活に困窮する人への自立に向けた相談支援を行います。 ○日常生活において困難な状況にある高齢者に対しきめ細かな対応相談支援を行います。 ○経済的な理由などにより、生理用品等の日	こども家庭相談課 生活支援相談課 地域包括支援センター

	常必需品の入手が困難な女性に対し、支援します。	
民間の支援機関との協働	○子ども食堂実施団体、フードバンク等と連携し、食糧支援等の取組を支援します。 ○母子福祉のぞみ会と連携し、ひとり親家庭に対する食糧その他物品等の支援等の取組を支援します。 ○社会福祉協議会と連携し、フードパントリー等の食糧支援、生活福祉資金貸付等の取組を支援します。	こども家庭相談課 生活支援相談課 地域包括支援センター 健康福祉政策課

③困難女性に対する相談支援の充実 重点		
施策名	施策の内容	担当課
困難女性を早期に把握するための窓口の周知	○困難女性を早期に把握し、相談機関に繋がることができるよう、相談窓口の周知を行います。	人権政策課 こども家庭相談課
困難女性が相談できる環境の整備	○困難な状況にありながら、相談する場所が分からない、面接相談は話しづらいという女性を対象に気軽に相談できる窓口としてメール相談窓口を設置します。 ○女性相談支援員を配置し、困難女性が自らの力で問題解決に取り組むことができるよう、相談支援を通じて助言や課題整理、必要な支援制度へのつなぎを行います。 ○家庭内でのトラブルや地域・職場での人間関係等不安を抱える女性の不安解消のため、女性の悩み相談を実施します。	こども家庭相談課 人権政策課
育児に関する相談支援の実施	○育児に関する課題解決や不安解消のため、助言や支援制度の案内を行う家庭児童相談を実施します。 ○一人で悩みを抱えることがないよう、こどもに関するよろず相談窓口として、こどもなんでも相談を実施します。	子育て応援室

出産育児に関する 相談支援の実施	○妊娠・出産・育児に伴う女性や乳児に関する 相談支援を実施します。	母子保健課
介護に関する相談 支援の実施	○介護に関する課題解決や不安解消のため、 地域包括支援センターを通じて、助言や支 援制度の案内を行います。	地域包括支援セ ンター
民間の相談支援機 関等との協働	○ひとり親家庭福祉推進員等、地域の相談支 援機関との緊密な連携により、支援を充実 します。	こども家庭相談 課

基本課題(3) 性や健康への理解と健康支援

1 現状と課題

生涯を通して心身ともにすこやかに過ごすことは大切な権利であるとともに、男女共同参画の前提となるものです。そのためには、互いの身体的性差について十分理解し合い、相手を思いやることが重要です。特に女性は、妊娠・出産をめぐり、男性とは異なる配慮が求められることから、すべての人が母性の重要性について正しく理解することが必要です。

すべての人が生涯にわたって健康的で豊かな生活を送ることができるよう、性や健康への理解の促進と、それぞれのライフステージに適した心身の健康づくりへの支援が必要です。

2 施策の方向

①いのちと性の尊重等についての教育の充実と意識の浸透 		
施策名	施策の内容	担当課
いのちと性に関する教育の推進	○保育・教育の場において、いのちの尊さや互いの性を尊重する意識、性についての正しい認識の普及を図ります。 ○発達段階に応じた指導や相談の充実を図ります。	保育幼稚園課 保健給食課
保育士・教職員の研修の充実	○保育士・教職員研修計画に位置付け、性教育部会を中心に各校園で研修を実施します。	保育幼稚園課 学校教育課
性感染症やHIV感染症、薬物乱用防止に関する教育・啓発	○性感染症やHIV感染症、薬物乱用防止等に関する正しい知識の普及啓発・教育に努めます。	すこやか生活課 保健給食課

②男女の生涯にわたる健康支援と相談機能の充実		
施策名	施策の内容	担当課
健康づくりへの取組	○健康に関する正しい知識の普及と啓発を行います。 ○性別やライフコース・ライフスタイルに応じた健康教育・健康相談を実施します。	すこやか生活課

健康診査の充実と 受診の促進	○疾病の早期発見・早期治療につなげるため、 性別に配慮した健康診査の充実を図るとと もに健(検)診の受診を促進します。	すこやか生活課
-------------------	---	---------

③母性保護と母子保健事業の充実		
施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
母性保護に対する 理解の促進	○母性機能の重要性や母性保護への意識啓発 に努めます。 ○女性特有の疾病に配慮し、健康管理への啓 発に努めます。	母子保健課 商工観光課
母子保健事業の充 実	○妊娠期から出産・育児に向けて切れ目のな い支援を目指し、保健指導や相談事業を行 います。	母子保健課

基本課題(4) 安心して暮らせる地域づくり

1 現状と課題

核家族化や少子高齢化の進行に伴い家族形態の多様化、経済情勢の変化など、人々を取り巻く環境が複雑に変化する今日においては、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、だれもが暮らしやすい地域社会の形成が重要です。

そのためには、ひとり親家庭や高齢者、障害者、外国人、**LGBTQを含む性的マイノリティ**などすべての人々が、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりが必要です。また、これらの人々が、加えて女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、特に個々の状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。

2 施策の方向

①地域での支援体制の充実		
施策名	施策の内容	担当課
地域活動への支援	○民生委員児童委員などの地域活動のキーパーソンに対し男女共同参画を学ぶ機会を提供し、地域における男女共同参画の意識を広げる活動を支援します。 地域での活動を通して男女共同参画の考え方が広がるよう、地域で活躍する民生委員・児童委員などの方々に対して、男女共同参画について学ぶ機会を設けるなど支援します。	人権政策課 健康福祉政策課

②防災活動等の分野への男女共同参画の促進 		
施策名	施策の内容	担当課
防災計画や防災訓練等への女性の参画の促進	○防災計画等に男女双方の視点、高齢者や若者など多様な年齢層の視点を反映するよう努めます。 ○地域での自主防災組織の充実を図り、地区防災計画の策定を支援するとともに、防災訓練等への女性の参画を促進します。	危機管理課
さまざまな分野への女性の参画の促進	○防災活動をはじめ地域のさまざまな活動分野への、積極的な女性の参画を促進します。	危機管理課 人権政策課

進	○女性リーダーの発掘と人材育成に努めます。	
---	-----------------------	--

③貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援		
施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
経済的自立に向けた取組	○ひとり親家庭等に対し、世帯や子どもの実情に応じた指導や相談を行い、関係機関との連携により働く場の確保や自立に向けた支援に取り組みます。 ○資格取得支援等、就業・起業に向けた技能や技術の習得を支援します。 ○企業等へ雇用の拡大について働きかけます。	こども家庭相談課 商工観光課 生活支援相談課
子ども・若者への支援	○貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある家庭の子どもへの学習支援や生活面での相談支援を行います。	子育て応援室 生活支援相談課

④高齢者の自立支援と社会活動への参画の促進		
施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
男性の生活的自立の促進	○家事・育児・介護等を男女がともに担う意識の醸成と技術習得に向けた研修会等への男性の積極的な参加を促します。 ○男性の料理教室など、男性向けの自主教室の支援と情報提供を行います。社会教育的支援と情報提供を行い、男性の積極的な参加を促します。	人権政策課 社会教育・文化振興課
社会活動への参画の促進	○住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、また高齢者も担い手となり活躍できるよう、交流、活動の場等、居場所づくりの推進に努めます。 ○市老人クラブ連合会、シルバー人材センターおよび市社会福祉協議会等関係機関と連携し、就労やボランティア活動等、社会参加	長寿政策課 地域包括支援センター 商工観光課

	の場の拡大に努めます。	
介護支援体制等の充実	○介護保険制度の普及・啓発に努めます。 ○介護に関する支援と相談体制の充実を図ります。 ○判断能力が不十分な状態にある高齢者を対象に地域福祉権利擁護制度および成年後見制度等の活用への支援を行います。	長寿政策課 地域包括支援センター
⑤社会的な援助を必要とする人への支援		
重点		
施策名	施策の内容	担当課
生活支援と相談体制の充実	○日常生活における自立支援に努めます。 ○生活安定に必要な指導が適切に行えるよう相談体制の充実を図ります。 ○外国人については、外国語や「やさしい日本語」による情報提供に努め、安心して暮らせるよう生活相談等を実施します。 ○性別に起因する悩みに対応するため、「女性の悩み相談」「男性の悩み相談」を実施します。 ○LGBTQ など性的指向や性自認等についての市民理解を広げます。	こども家庭相談課 障害福祉課 生活支援相談課 市民協働課 人権政策課

第5章

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の総合的かつ効果的な推進のため、守山市男女共同参画推進条例に基づき、「守山市男女共同参画推進本部」を中心に、庁内での連携体制の強化・充実を図ります。さらに、「守山市男女共同参画審議会」において、計画の進捗管理を行います。

また、あらゆる場における男女共同参画の実現に向け、市民、事業者・市民団体等と連携を図るとともに、国や県等との連携をはかり、他市町との情報交換にも努めます。

(1) 庁内推進体制の充実・強化

計画をより実効性のあるものにするために、関係各課と一層連携し全庁横断型の体制を築いて、施策の推進にあたります。

(2) 計画の進捗管理

- ① 計画の進捗状況を年度ごとに点検・評価し、次年度以降の事業に反映させます。
- ② 「守山市男女共同参画審議会」において、各事業の進捗状況の確認を行い、課題解決に向けて審議を行います。

(3) 市民や事業者等との連携の強化

計画の推進にあたり、市民や事業者・市民団体等との連携・協働を図り、主体的な取組が展開されるよう働きかけます。

(4) 国・県等関係機関との連携

施策がより効果的に推進できるよう、国・県および関係機関との連携を図るとともに、他市町との情報共有・交換に努めます。

計画推進の目標値一覧

基本目標1 あらゆる分野への男女共同参画の促進

指 標	現況値	目標値		データの 出典	頁
	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)		
各審議会等への女性の登用率	38.3%	40.0%	43.0%	人権政策課	30
女性の代表者または副代表者が いる自治会の割合	19.7%	県目標値に 準ずる	25.0%	市民協働課	31
「家事について、男女で分担し て行ふべき」と考える人の割合	57.8%	45.0%	70.0%	市民意識調査	32
「育児について、男女で分担し て行ふべき」と考える人の割合	61.1%	50.0%	70.0%		
まちづくり推進員の女性の割合	20.4%	25.0%	30.0%	社会教育課	33
保育園等の待機児童数	58 人	0 人	0 人	保育幼稚園課	36

基本目標2 男女共同参画社会への意識改革

指 標	現況値	目標値		データの 出典	頁
	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)		
男女共同参画に関する講演会や 地域研修会参加者数	483 人	450 人	530 人	人権政策課	39
「男性は外で働き、女性は家庭 を守る」という考え方に同感し ない人の割合	72.5%	60.0%	87.5%	市民意識調査	
「社会通念・慣習・しきたりな どで男女平等である」と答えた 人の割合	11.1%	15.0%	20.0%		

基本目標3 男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備

指 標	現況値	目標値		データの 出典	頁
	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)		
D Vやセクハラに関する相談 窓口を知らない人の割合	9.7%	0%	0%	市民意識調査	43
特定健康診査実施率	43.7%※	60.0%	県目標値に 準ずる	すこやか生活課	48
子宮頸がん検診受診率	39.0%	50.0%			
乳がん検診受診率	28.3%	50.0%			

※令和5年度法定報告値…高齢者の医療の確保に関する法律第142号に基づき保険者が
報告した数値を件で集計したものです。